

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

全員協議会要点記録
(閉会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 3年 2月18日 (木)	9時00分	開会	
	令和 3年 2月18日 (木)	15時18分	閉会	
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者16名中、16名出席			
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	児玉 史則	
	大下 正幸	山本 優	熊高 昌三	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—	
	—	—	—	
欠席議員	—	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事 務 局 長	森岡 雅昭	事 務 局 次 長	佐々木 浩人
	総 務 係 長	國岡 浩祐	総 務 係 主 査	小島 佳宏

<p>協議事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会のうごき (2) 委員長等報告 (3) その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当初予算審査におけるチェック項目について (2) 議会運営に関する先例・申し合わせについて ・その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定例４者会議の内容とその後の対応について (2) 諸連絡 <ul style="list-style-type: none"> ○生徒議会の傍聴配慮等へのお礼について ○市内高等学校卒業証書授与式の来賓案内について ○諸般の報告における地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に該当する法人の一覧表の配付について ○安芸高田市国民健康保険運営協議会委員の任期満了に伴う推薦者の確認について ○3 月定例会の議案における議員の除斥について ・議員間討議事項
-------------	---

【開会前】

○石飛副議長

開会前ですが、皆様にお知らせいたします。

本日の全員協、途中から広島テレビとホームテレビの2社が入ってくる予定でございます。撮影を許可しておりますので、お知らせいたします。

1. 開 会 【9:00】

○石飛副議長

ただ今から全員協議会を開会いたします。開会に当たりまして議長より挨拶を頂きます。

2. 議長あいさつ

○宍戸議長

皆さん、改めましておはようございます。今日はちょうど大雪ということで、出にくい日になりましたが、こうして全員出席ということで、大変ありがとうございます。今日、議題が協議事項としては2項目ございますが、我々議会というのは法律、条令、規則等ルールを作るところでございます。そのルールをしっかりと守ることからして、今回、いろんなこれまでの条例、規則等ルールを決めていますが、それをもう1度再認識、再確認をしていただいて、今後の議会活動、議会運営に生かしていくということで、その再確認をしていただきたいということが主な内容でございます。1つその点、よろしく願いいたします。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○石飛副議長

これより議長報告に入ります。議会のうごきについて議長より報告いただきます。

○宍戸議長

今、新型コロナウイルス感染症の関係で、いろいろな行事等が行われておりませんが、2月9日に4者会議がございました。その時に私と副議長と出席をさせていただきましたが、その中で、市長から9月議会における居眠りのことについてまとめが十分でないのではないかというお話がありました。しかし、我々は9月議会の後の対応としてきちっと整理をして、もう既に済んでおりますということを申し上げましたが、その中で診断書のこともお話が出たりして、その確認が不十分だということもございました。また詳しいことについては述べさせていただこうと思うんですけども、そういうことの中で、12日に議会運営委員会がありましたので、そこで皆さんに報告し、また御協議をいただいたところでございます。その結果を2月15日月曜日ですけれども、市長へお知らせとして、その内容をお話をさせていただきます。

ました。それ以後、今日に至っておるわけですが、その中で、まだ市長としては納得がいかないという状況のようです。それを全員協議会で説明して、その意見を聞きたいということでございましたが、議会の会議規則に基づいて、その件についてはできませんというお話をさせていただいております。それで現在に至っておるという状況を一応報告させていただきたいと思っております。私、議長としては、この一連の件については、全員協議会でお話を、市長報告並びに説明し、意見を求めるという市長の意見については受け入れられないという考えを持っておりますので、皆さん、御承知いただきたい。その理由は、会議規則に基づく条件に当てはまらないというのが理由でございます。よって、この件については、議長といたしましても今後受け入れることはないという判断でおりますので、御承知いただきたいと思っております。

○石飛副議長

ただ今議長から説明があったとおりですが、皆さんから質疑等がございますか。

○新田議員

今、4 者会議の話を議長から説明を受けたんですが、もうちょっと詳しく、今後の方向性なり、会議規則にのっとってということで、ある一定程度、市長と協議会なり、そういった形で持っていく必要があるかないか、その辺も御検討されているかちょっと伺います。

○宍戸議長

今後の在り方ですが、一応先ほど挨拶の中でも触れましたが、我々は、条例規則などルールを作るところでございます。そのルールを作るところで、ルールを破るとか曲げるとかいうことは、一切あってはならないという認識でおりますので、これらの一連の件については、今後ともそのルール違反になりますので、お話をするというのは大変難しいと考えております。

○石飛副議長

方向性のところの答弁は、方向です。今後の。

○宍戸議長

今後の方向性といたしましても、先ほど申しましたように、この件について市長からの申し入れを受けるとことはできません。

○新田議員

協議会っていう形であればどうなのでしょう。任意にさせていただいて、出席できる議員のみ市長が何をおっしゃりたいんかを聞くといった場はお考えではないのでしょうか。伺います。

○宍戸議長

先ほど申しましたとおりなんですけれども、結局、正規の場での受け入れは当然できませんけれども、正規の場でできないものを任意の場でやるということも、これは私としたりできないという判断です。全員協議会として取りまとめるということはしません。

○石飛副議長

ほかに何か質疑ございますでしょうか。

○田邊議員

任意の場も持たない理由というものは、例えばルールがあるとかそういうわけではないということですか。こういうルールがあるから

任意も受けないということなのか、そういうルールはないけれども任意の協議会を持たないということなのか、その受けない根拠と申しますか、理由を教えてくださいなんでしょうけれども。

○穴戸議長

正規の協議会で議題に上げられないということを、じゃあ任意で取り上げるかということですよ。正規の協議会で取り上げられないものを、じゃあ任意でやりますかということにならないと思いますが。例えば正規の協議会ならできないから、ここから任意の協議会に切り替えてそのものが協議できるかといったら、できないと私は考えております。

○南澤議員

そういうことでありますと、例えば前の議会ですけれども、9月30日に行われたものとかですね。10月20日に行われたもの。10月20日は全員協議会の中だったかと思うんですけども。9月30日に市長を呼んでという会があったかと思うんですけども、あれはどういったことになるんでしょうか。どういった整理になりますか。

○森岡事務局長

9月30日のあの場につきましては、定例会が最終日でございました。その定例会最終日の終わった後、任意の協議会の場を設けて、議会基本条例の検証をということでその場を設けさせていただいております。その議会基本条例の検証が終わった後に、任意の会議が終わった後に、そういった場で市長のツイッターの件を聞きたいという話が出ました。この日の朝、議長がまずは確認するからということで話を決めておったんですが、全員がおるのでその時にというような話が出て、結果的に市長に来ていただいて、その話を聞くという流れになりました。任意の協議会が終わった後の話でありますので、事務局としては任意の協議会の場でやったという認識は持っておりません。10月30日につきましては、10月20日の全員協議会の場で、市長報告があった件がございます。その10月20日の市長報告につきましては、前の週にバイキングというワイドショーがあったんですが、そのバイキングでワイドショーがあったところで、9月30日以降のものが報道されて、その件で市役所のほう、それから議会事務局のほうにもかなりの件数の苦情が入ってまいりました。そういった苦情の件数があったということで、事務に支障をきたしたということで市長が報告を上げられました。その報告の中で、議会に対して2点ほど提言をされて、回答を頂きたいということで、提言されたものを正式な会議の議題としては上げられないので、10月30日に任意の協議会を開いて、そのまとめをしたということでございます。

○南澤議員

冒頭、議長からルールにのっとってというようなお話だったかと思うんですが、その10月20日、バイキングの報道の苦情が殺到したというのは分かるんですけども、その時に市長の申し入れを受けた。

そのルールはどういうものに基づいて受けたんでしょうか。

○森岡事務局長

10月20日の全員協で報告を受けたということにつきましては、市の事務が混乱したということが大前提でありましたので、それでどういった状況があったのかということも報告を受けたということです。事務局もかなり仕事が制限された。ずっと電話が鳴りっぱなしでそれを対応して、仕事ができなかったということで、事務局の事務にも支障があったと。そういった行政上の事務に支障が起きたということで報告を受けたという整理をさせていただいております。

○石飛副議長

補足説明いたします。この時の市長報告では、苦情電話が全体で86件、苦情メールが74件、その他もろもろの市に対する迷惑ファクスが多数ありまして、その報告を受けたというのが市長報告です。

○南澤議員

事情は分かったんですけども、根拠となるルールの説明をお願いします。

○石飛副議長

今言いましたように、報告案件には、その苦情メール、支障をきたすという市政運営に対する課題が発生していました。それが報告事案です。途中、恫喝とか居眠りという話が出たのは、報告の中から出てきたものであります。ですから、誤解のないように南澤議員にも知っていただきたいのは、報告案件は、実際に今の苦情があったという、それだけのことです。

○南澤議員

私の聞き方が悪かったかなと思うんですけども、例えば行財政上重要な課題であるとか、ルールに基づいてそれをどう判断するかというのがこの議会だと理解しています。私が伺いたいのは、根拠に戻づくルール、どのルールに適合していたのか、どのルールに適合していてそういう判断になったかということ伺いたい。

○山本（優）議員

この恫喝とか居眠りの件については、前回もその前回も全員協で正副議長に一任して全部任しとるんですから、その対応で先ほど議長が報告された中身で、あれでもういいんじゃないかと思うんですが。また一からその説明をどうのこうのしよつたら、また最初からやり直しですよ。

○石飛副議長

暫時休憩いたします。

【暫時休憩 9:18~9:18】

○石飛副議長

再開します。

○森岡事務局長

根拠ということでございますけれども、根拠につきましては、執行部が所管しております事務事業のうち、全議員に周知を要する必要があるというところで、判断をしております。それにつきましても報告案件、急な案件として出てきたわけでございますが、緊急性を、その

前の週の話でありまして、頭出しといいますか、10日前までに報告案件は出してくださいというこのルールというか、そういったやりとりを、執行部とやり取りをする上でのルールを決めておいて、その10日前には出てきていなかったんですが、その前の週、ですから緊急性を要するというのと、それから資料もついておりましたので、当日の配付となりましたけれども、その資料もついておったということで報告案件として受けられたということでございます。

○南澤議員

マスコミ等で報道があつて苦情が殺到したということだったかと思うんですけども、その起因となったところですね。この報告を、報告というか市長との対話をしないという選択を今しようとしているわけなんですけれども、これをした結果、当然、今日テレビの取材が入ってくるという話もありますし、新聞社も来てます。そういった中で、また報道が殺到して、苦情がまた来ることになりかねない案件だと私は感じています。これを回避する方向というのは、対話しかないというふうに私思うんですけども、そのことについて、今一度話し合う場を設けるか設けないかについて議員の中で討議することはできないでしょうか。当然、そういう事態になるんじゃないかなと懸念しております。

○宍戸議長

私たちは、この間4者会議の時も言ったんですけども、対話はないということは一切言っておりません。対話はしましょう。その場は、4者会議が第2火曜日、第4火曜日、定例の4者会議がありますが、そこでしっかりやりますということは申し上げておりますので、対話をしないということではありませんので、誤解ないようにお願いしたいと思います。全員協議会で議論できない案件であるということですから、そこらをしっかり確認をお願いしたいと思います。

○石飛副議長

今、議長の議会のうごきの質疑をやっているところでありまして、過去の案件とかやっている案件とかになりつつあるので、ちょっとその辺を考慮して質疑いただきたいと思います。

○大下議員

今の質疑をされとるのは、居眠りの問題を言いよられるんだろうと思うんで、これ基本的には前議会のことなんで、11月選挙前のことなんですよ。本人さんも市民へ、市長は市民に説明がないいうて言うんじゃないけれども、本人は市民に説明されて審判を受けとるわけですよ。11月に。で、千何人から「いいですよ」ということで、「また頑張れ」ということで、千何人の票をもらおうとられるわけですから。新しくなった議会で、もうそれは済んだことですからね。市長がこれにとやかく言うことはないんじゃないですか。それを何で正副議長が4者会議の時にそういう説明をしてんないんかがよう分からん。僕の言うのが分からんですか。そこではっきり言われたらいいじゃないですか。そう

いって。

○宍戸議長

その件につきましては、議運に諮りながら、結果をしっかりと報告をしております。でも、あえて市長はそういう意見を述べられております。

○石飛副議長

補足説明いたしますが、11月の選挙において禊を受けて、また再び出られてるということもお伝えしましたが、「そんなものは関係ない」と一蹴りでございました。

○大下議員

市長も市民からの負託を受けて出られとるんだけれども、武岡さんも市民の負託を受けて出られるんですよ。同じ待遇なんですよ、これは。それを、きちっと審判を受けてこられた中での議員をやられとるんですから。市長がどうこう言われる問題じゃないんじゃないですか、これは。

○石飛副議長

市長にはそのようにお伝えしました。

○大下議員

そういうふうに言われたんですか。

○石飛副議長

はい。

○大下議員

それこそもう、それは不当介入じゃないですか。それこそ市民千人からの人の声も、市長は無視しとるということじゃないですか、そりゃあ。

○石飛副議長

現在、議会のうごきの説明、質疑の時間です。今4者会議の話が入ってますが、個人的なやり取り。それは報告ということで、それはそれ以上言われても答弁がしにくいと思いますが、よろしいでしょうか。

○田邊議員

今までの話の過去の居眠りというのは、今の議会のうごきという話の中で、ちょっとふさわしくないという副議長の御意見は非常によく分かります。ただ、前回の全員協議会の時に市長が退席されたというのは、過去の話ではなく、現在の議会で起きたことだと思います。それに対してどういうふうにするかという協議をする中で、正副議長に一任をするという決を前回採りまして、4者会議でそれをもって市長と協議をしていただいたと思うんですけども、その答えが、要はそこでのやり取りが、どのようなやり取りがあって現在に至っているのかというのをもう少し詳しく言っていただきたい。いわゆる協議事項としては、全員協議会では受けられない。そのルールにのっとっていく以上、その議題に対しては受けられないという回答をされているのは非常によく分かりました。では、じゃあ、今回起きたその市長退席というのは、これは僕のイメージですが、市政運営には支障が出るんだと思います。これをどう解決するのかという話を議会としてなくてはならないのではないのでしょうか。回答をお願いします。

○石飛副議長

暫時休憩といたします。

【暫時休憩 9:27~9:28】※資料配付

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただ今配付いたしましたのは、2月9日の定例4者会議の聞取書でございます。一読していただいて、御理解していただきたいと思いません。

ほかに質疑はございますでしょうか。

○熊高議員

この後、議運の報告でもいろいろ関連のことがあったんですけども、事前にいろんな話が出てますので、ちょうど私が手を先ほど挙げたのは、この資料を配ったらどうですかという提案をしようと思って挙げたんですが、後ほど、いろんな申し合わせ事項、会議規則等の確認もありますけれども、そこらも含めていろんな関係が出てくるんで、いろんな議運で話をしてることも含めて、後程話はあるんですけども、その中でも、先ほど挙手をしたときの指名をする順序というのもこの間きちっと確認しましたよね。そういうことも全員協議会等も含めて、その決まりを守ってやらないと、議長が決まりを守ってやられると言ったけれども、田邊議員より私が先に声を出して手を挙げたはずですよ。そういったことが1つ1つ守られないということになると、ルールにのっとってやりましょうということが、皆さん信じられなくなりますよ。そういったことも含めて、たまたま今そういうことがあったんで、やはりそこに座られる方は、そういったことをきちっと踏まえた上で、運営をされるべきだと私は思います。

○石飛副議長

緊張感を持って司会運営をしてるつもりではありましたが、ちょっと気が付かなかったところは申し訳ありません。今後ともしっかりと気を付けて、目配りして議事進行を務めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○芦田議員

今、資料を配ってもらったんですが、前日も南澤議員からちょっと読む時間をくださいとあったんですが、少し時間を、5分でも10分でも頂いて、きれいに完全に読んでから。

○熊高議員

芦田議員がおっしゃったとおりのことを私も提案しようと思ったんです。やはり事務局が朗読をして、きちっと我々議会運営委員会では出していただいて確認をしましたが、いきなり確認して発言どうぞというのは、誤解も含めてありやすいんで、きちっと事務局から朗読して皆さんに周知をした上で、協議をすべきだと私も提案をさせていただきます。

○山本（優）議員

この分はまた後で議運の委員長から報告があるんだろうと思うんで、議長報告はこれで終了して、次の議運の委員長報告のほうか、その他のほうで。それまで読んでもらうといてやるのがいいんじゃない

かと思いますが。

○田邊議員

先ほど山本議員から意見を出していただいて、今、ほかの協議があって、このことは議運の報告ないしその他のほうでやってもらったらどうかと言っていました。私は、先ほどの質問等も含めて、その他のほうでしっかり返答いただけるようであるなら、その他で協議していただいてもかまいません。

○石飛副議長

皆さんの御意見がまちまちになりましたので、ここでお諮りしたいと思います。この定例 4 者会議の中身に関しまして、その他の項でやるのか、引き続き、ここで事務局より説明するのか、朗読時間を持つのかという 3 つだと思います。まず朗読時間を頂きたいという方は、挙手をお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

【暫時休憩 9:34~9:35】

○石飛副議長

休憩を閉じて再開いたします。

定例 4 者会議のこの中身につきましては、またその他の項で、議会運営、その他先例・申し合わせ事項関連に関わってきますので、その他でやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、議長報告を以上で終了させていただきます。よろしいでしょうか。

(はい)

では、次にまいります。

(2) 委員長等報告

○石飛副議長

委員長報告に移ります。各委員長から報告がありましたらお願いいたします。

○熊高議会運営委員長

1月19日及び2月12日に議会運営委員会を開いております。1月19日は、私は入院中で欠席をしておりましたが、児玉副委員長から内容については報告を受け、事務局からも詳しく聞いておりますが、基本的には、今月24日から開かれる令和3年第1回安芸高田市議会定例会の運営についてということですが、そこの中でも先ほど議論があったような市長との関係、そういった議論もされたというようなことがありました。結果的には、一言で言えば、議長に一任するというので、その日も議会運営委員会等も合わせて終わったと私は聞いております。それから2月12日の議会運営委員会、これについても今後開かれる第1回定例会の運営についてということと、先ほどの議論があったおりました市長報告と4者会議、そういったことを含めて市長との

関係をどんなようにするのかというようなことが議論されております。この内容については、後程関連する議題がありますので、その時にさせていただきます。

○山根総務文教常任委員長

特に報告はございません。

○大下産業厚生常任委員長

先日、令和2年度の安芸高田市農業再生協議会が書面決議が行われまして、資料として控室に置いておりますので、よろしくお願ひします。それと先日16日、令和3年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会へ出席をしましてまいりました。これも資料として控室に置きますので、よろしくお願ひします。

○金行予算決算常任委員長

予算決算常任委員長から当初予算について、協議事項で報告、お願ひ事項がございますので、その時に報告させていただきます。

○新田議会広報特別委員長

皆さんの御協力で、議会広報第68号が完成いたしました。控室のボックスに入れさせていただいておりますので、また閲覧をください。お願ひいたします。それと控室へ、今回の傍聴記が3件出ました。3件とも別紙にいたしまして、閲覧できるようにしておりますので、どうか議員の皆さん、閲覧していただくようお願いいたします。また、議会広報もしっかりスピードアップしながら、皆さんの御協力の中でしっかりした内容にしっかり取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○熊高芸北広域環境施設組合議員

特にありません。

○秋田監査委員

1月21日に例月出納検査と、その後に監査委員会というのを開きまして、令和2年度の定期監査、行政監査、総務部について今後のことについていろいろ協議をしました。それからうごきには載ってませんが、2月の4日に定期監査及び行政監査ということで、今回は総務部を中心にやっつけようということで、総務課と秘書広報室、それから情報管理課、危機管理課、財産管理課の聞き取り調査、あるいは質疑等を行い、日程を終えました。それから2月の8日に現地調査ということで、危機管理課の令和2年度工事請負執行状況について、美土里町横田の耐震性貯水槽設置工事を視察し、それから財産管理課の美土里町横田にあります横田地域活動拠点施設屋根改修工事と、吉田町福原の福原八幡神社裏ののり面復旧工事等の現地調査を行いました。

○石飛副議長

その他の会議で何かございますでしょうか。

(なし)

ただ今の委員長等報告に対して、皆さんから質疑、何かございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、次に進みます。以上で委員長等報告を終わります。

(3) その他

○石飛副議長

次に、議長報告(3)のその他に移ります。

皆さんから次回に取り上げられたい案件や協議の議題などについて案件がございましたらお伺いしたいと思います。何かございますか。

(なし)

なければ次に進みます。

4. 協議事項

(1) 当初予算審査におけるチェック項目について

○石飛副議長

協議事項に移ります。「当初予算審査におけるチェック項目について」を議題といたします。金行予算決算常任委員長より説明を求めます。

○金行議員

今回の新年度予算に当たりまして、私から皆さんにお願いをしておきたいと思います。

新年度予算審査にあたり、委員長として「当初予算審査におけるチェック項目(案)」をお示しさせていただきますので、御報告をいたします。資料をお配りしておりますので、御覧ください。まず、目的について、御説明いたします。

この度の予算は、石丸市長に改選され、初めての当初予算になりますので、事務事業の執行については、市長の方針が大きく反映されると見込まれます。前期議会からの申し送りにもありましたように、議会は、議会基本条例を意識し、これまで以上に「監視機能の役割」や「議決責任」を果たさなければなりません。そのためにも、令和3年度に執行される事務事業を十分に認識した上で、予算審査に臨む必要がありますので、チェック項目を設けさせていただきました。詳細については、事務局が説明いたしますので、御理解・御協力くださいますようお願い申し上げます。

○佐々木事務局次長

先ほど委員長より御説明のとおり、新年度予算の審査は非常に重要になると考えております。予算の際の質疑、答弁は議会だよりや予算決算常任委員会の会議録により市民の皆さんにお伝えします。令和3年度の市政運営について発信する貴重なツールになりますので、これらを踏まえて、チェック項目について御確認いただきたいと思います。それでは資料の説明をさせていただきます。2番目、「参考資料とチェック項目」を御覧ください。ここでは、予算審査にあたり事前に御確認いただきたい資料を示しております。まず(1)、令和元年度主要事業の成果に関する説明書では、事業概要、実施内容、成果と課題、活動・成果指標を御確認いただきたいと考えております。次に(2)令和3年度予算編成方針ですが、これは市のホームページでも公開され

ております。予算編成に関する総括的な考え方について御確認いただきたいと考えております。次に(3)議員必携ですが、予算審議の着眼点を参考に質疑を行っていただきたいと考えております。(4)令和3年度施政方針と(5)令和2年9月定例会で示された所信表明についても御確認いただきたいと考えております。続きまして3、「歳入のチェック項目」について御説明いたします。令和3年度予算編成方針でございますように、本市の予算編成は非常に厳しい状況となっておりますので、市税の歳入状況、地方交付税の歳入状況及び今後の見通し、財政調整基金の積立状況、自主財源確保に関する取組の確認を中心に質疑をいただきたいと考えております。なお、財政調整基金の積立状況、自主財源確保に関する取組の確認なのですが、一般質問通告書で質問を考慮しておられる議員さんがいらっしゃいます。続いて4番目。歳出では、全部局に対し、以下の項目を確認すべきと考えております。新規事業では、原則として全ての事業について、事業の目的・対象・目標・経費(単年度事業でない場合は令和3年度の目標及び最終目標、または3~5年後の目標数値の確認)、事業の財源(国費・県費の有無、単市事業か)の確認を中心に行っていただきたいと考えております。継続事業では事業を絞り、主要施策の成果に関する報告書の課題について、どのような改善策を考えられているか、前年度予算額からの増減(事業の拡大・縮小)、増減があった場合の増減理由の確認、活動・変更指標の変更の有無、変更があった場合の変更理由の確認を行っていただきたいと考えております。次に、統合・廃止事業ですが、備考欄に示しておりますように、統合・廃止事業は質疑をしない限り把握はできません。統合・廃止した事業の確認、どのような目的や経緯があり、統合・廃止されるのか、事業廃止の周知はどのように行われるかについて、御確認をいただきたいと考えております。最後に資料裏面になりますが、(2)歳出別予算状況では、予算に占める義務的経費と投資的経費の状況の確認、普通建設事業費の状況、市単独補助金の縮減の状況及び考え方、指定管理料の状況及び考え方を中心に確認をいただきたいと考えております。予算編成方針には、公共施設の統廃合や補助金の削減に関する考え方なども示されており、市民生活に直結する部分や、各種団体の活動に影響する部分が大きく転換されている可能性があります。この点についても、計画的に行われるのか、市民への説明責任は果たされているのかについて慎重に審査していただきたいと考えております。

○石飛副議長

ただ今の説明について、皆さんから御意見がございますか。

(なし)

ないようですので、先ほどの説明のとおり進めさせていただくこと

で御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定しました。以上で「当初予算審査におけるチェック項目について」の件を終わります。

(2) 議会運営に関する先例・申し合わせについて

- 石飛副議長 次に、「議会運営に関する先例・申し合わせについて」を議題といたします。熊高議会運営委員長より説明を求めます。
- 熊高議会運営委員長 それでは、議会運営に関する先例・申し合わせ等について、2月18日の議会運営委員会において、この議会運営に関する先例・申し合わせについて協議をさせていただきました。皆さんに事前にお配りしておと思いますが、その申し合わせについて協議をした結果について御報告をさせていただきます。議会運営委員以外の皆さんには、先ほど申し上げたように資料を配付してあると思いますので、目を通していただいております。例規集の形で整理しておりますが、目的は議員の皆さんが、議会運営に関する条例、規則、規程、先例、申し合わせ等の認識を深め、共通の認識に基づいて議会・委員会運営を進めていくことにあります。委員会では、新たに制定する必要があると思われる先例や、見直しを行った規程・先例を中心に確認を行いました。今後は、適宜、確認や見直しを行いたいと考えております。詳細については、事務局より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 森岡事務局長 それでは、事前にお配りをさせていただいておりますこの冊子でございますが、これに基づいて説明をさせていただきます。このものにつきましては、いわゆる先例、それから申し合わせ事項を1つの冊子にまとめさせていただいたものでございます。先例・申し合わせにつきましては、過去にもいろいろと決めておったものを改選ごとにお知らせをしておった状況がございますが、何分バラバラで作っておるものを1つにまとめてということができておりませんでした。今回、そのものを1つにまとめて、御提示をさせていただいております。開けて目次を御覧いただければと思います。事前に御覧いただいておりますところを前提に話をさせていただきたいと思っております。目次の中で番号がふってあるものがございます。1番から32番までございますが、その中で黄色い網掛けをしておるものがございます。ここが、特に今回重点的に改めさせていただきたいもの、それから規程として、要領としてできていなかったものを追加させていただきたいもの。そういったもので網掛けをしておるものでございます。まず2番の安芸高田市議会会議規則及び会議規則にかかる先例でございますが、これは9

ページからお示しをしております。会議規則に基づいて、それぞれの条項ごとに解説を入れておるものでございます。黒字につきましては、今までであったもの。それから、追加をしたものもございますが、特に赤字で表示をしておるところが、今回、重点的に決めていっていただきたいというところのものを表記しております。13 ページにありますのが、議案の提出につきまして、第 14 条の中で (2) が赤字、それから (6) が赤字で入れさせていただいておるものでございます。14 ページに移りましては、(7) につきまして赤字で入れさせていただいておるものがございます。それから下に下りていただきますと、第 17 条、修正の動議でございますが、ここにつきまして (1)、(2) ということで、赤字で表記をしておるものがございます。それから、飛びまして 16 ページに行きますと、第 20 条の議事日程の作成及び配布の中で、(3) として追記をしておるものがございます。それから 18 ページに行ってくださいますと、第 36 条、議案等の説明、質疑及び委員会付託というところで、説明項目の中に 1 から 4 まで 4 項目を赤字で表記をさせていただいております。それから 19 ページに移りますと、第 38 条、委員長及び少数意見者の報告というところで、赤字で表記をさせていただいております。それから、下に下りますと、第 40 条、委員長の報告等に対する質疑の中で 2 項目、赤字を入れさせていただいております。下の第 41 条、討論及び表決につきましても 2 項目赤字を入れさせていただいております。21 ページに移ります。第 51 条のところで、発言の要求というところ。赤字で 2 項目入れさせていただいております。先ほど熊高議員が御指摘をされたものが、ここに表記をされておるところでございます。22 ページに移ります。22 ページ、第 54 条、発言内容の制限というところで、赤字で 2 項目入れさせていただいております。それから 23 ページ、第 61 条、一般質問におきましても (2)、(3) ということで、2 項目赤字を入れさせていただいております。その下、第 62 条、緊急質問等というところで、1 項目赤字を入れさせていただいております。その下になりますけれども、第 64 条、発言の取消し又は訂正というところで 1 項目赤字を入れさせていただいております。それから、飛びまして 30 ページに移ります。30 ページのところで、第 99 条、委員の議案修正というところの項目で、1 項目ほど赤字を入れさせていただいております。その下、第 101 条、連合審査会というところで、5 項目赤字を入れさせていただいております。飛びまして 32 ページ、113 条、委員の発言の中で 2 項目赤字を入れさせていただいております。それからその下です。115 条、委員外議員の発言の中で 2 項目のところ赤字を入れさせていただいております。それから 33 ページ、122 条、発言の取消し又は訂正のところ

で2項目赤字を入れさせていただいております。それから、また飛びまして、36ページでございますが、第3章、請願のところ、説明項目として1項目赤字を入れさせていただいております。その次、37ページ、141条、紹介議員及び請願者の委員会出席のところ、1項目赤字を入れさせていただいております。それから、飛びまして42ページ、167条、議員の派遣のところでございます。こちらに2項目赤字を入れさせていただいております。それから、44ページですが、その他の先例という項目の中で、第8、私事旅行等届出書の提出につきまして、(2)として赤字を入れさせていただいております。それから、9、先例の見直し等というところで2項目赤字を入れさせていただいております。45ページから55ページでございますが、こちらにつきましては、それぞれの様式を入れさせていただいております。2番のところについては以上です。それから、また目次に戻っていただきまして、8番でございます。これは69ページでございますけれども、安芸高田市議会委員会傍聴規程(案)でございます。これは、これまで運用はしておったものでございますけれども、明文化しておりませんでした。そういったことで、今回、入れさせていただいております。それから、また目次に戻っていただきまして、21緊急質問実施要領(案)というものがございまして、これは118ページでございますけれども、緊急質問につきまして、これまで要領等を定めて運用をしておりませんでした。今回、新しく新規制定として、追加をさせていただいております。それから、また目次に戻っていただきまして、24陳情書(要望書等)の取扱い要領でございますが、201ページにこれを入れさせていただいております。これは、取扱いのルールは今までございましたけれども、ルールにのっとった運用、これができていなかったということがございまして、全文を制定しております。それから、また目次のほうで、26安芸高田市議会会派及び会派代表者会議規程です。これが207ページに入っております。これにつきましては、以前は会派がございました頃につきましては、この運用をされておりましたけれども、政務調査費から政務活動費に移行した際に、会議規則の改正に伴い、規程がなくなっておりました。これを全文を制定するものでございます。それから、また目次に戻りまして、29議員個人の調査の受託に関する内規(案)でございます。216ページに入れさせていただいております。これにつきましても、内規が議員の皆様を示されておりました。現在の運用に合わせて明文化をさせていただいております。目次の裏面に移ってください。34でございます。委員会協議会の運営に関する申し合わせ事項(案)でございます。これは304ページに入れさせて

いただいております。運用の統一化を図るための一部改正と明文化ということで入れさせていただいております。それから、また目次の36でございますが、災害時における市議会議員への対応でございます。これは306ページに入れさせていただいております。これまでの運用に関する課題等について、確認をするものでございます。かなり厚いものになっておりますけれども、御一読をいただいておりますものとして、今説明をさせていただきました。で、詳しく説明が必要と思われま。この申し合わせ、それから先例、それについて改めて説明をさせていただく場を設けさせていただく必要があると考えております。御希望の方には、別に説明会を設定させていただきたいと考えておりますので、申し出ていただければと思います。よろしくお願ひします。それから、このものにつきましては、本日の全員協議会で御了承いただきましたら、3月定例会から運用を始めていきたいと考えております。その方向で議運で確認いただいておりますので、併せて御承知いただければと思います。

○熊高議会運営委員長

委員長として確認を、皆さんの質疑を受ける前に確認をしたいんですが、21ページの「議長」と呼んで起立をするというところを、先般確認をしたことの、起立をする、しないということをどうするかということがあったと思うんですが、その確認と、空きページがあることを私が聞いたんですけれども、それも補足的に説明を頂きたいということを、先に補足をさせていただきたいんですが。

○森岡事務局長

安芸高田市議会会議規則及び会議規則にかかる先例の中の21ページ、発言の要求等というところでございます。会議規則の中では、第51条として、「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ議長の許可を求めなければならない。」となっております。このことにつきましては、本議会での運用につきましては、挙手をして、「議長」と呼んで、議長に発言の許可を求めということで運用をしております。会議規則は本来は変えるべきものでございますけれども、また必要な時に会議規則を変えていくべきというところのものでございます。これは、会議規則につきましては議決事項となっておりますので、本会議の中で変えていくということでございます。それから、空きページにつきましては、目次を見ただけですと、23のところは125ページ、それから24が201ページから始まっております。それと合わせて31のところは221ページ、32は301ページと飛んでおります。これは、わざと空きを持たせておきまして、必要に応じて項目が追加された場合に、その後へ入れていくというものでございます。わざと飛ばしておるというところがございます。

○熊高議会運営委員長 ありがとうございました。それともう1点忘れておりました。「例とする」という言い回しですよね。これも補足説明をしておいていただいたほうがいいのかという気がします。結局、先ほどの起立をして「議長」と呼ぶというところは、ちょっと分かったような分からんような形に逆になったんですが、運用として、結果として挙手をして「議長」と呼べばいいという形で確認をしておけばいいのか、その辺をはっきりとしておいていただきたいと思います。

○森岡事務局長 失礼いたしました。「例とする」ということでございますが、これは先例としての位置づけということで、ここに記載をさせていただいておりますので、先例に基づいて「例とする」と表記をさせていただいております。それから21ページの挙手をしてというところ。これは、現在運用されておりますこのものでやっていただきたいと思いますという確認でございます。改めて本会議の中で、会議規則改定の時にはこのように改めていくというものでございます。

○石飛副議長 ただ今の説明について、皆さんから御意見はございますでしょうか。

○南澤議員 「例とする」というところなんですけれども、もうちょっと分かりやすく、先例としてそういうのがあったというのは分かるんですけれども、今後、もしそれを変えていく場合は、どういう手続きが必要になってくるんですか。

○石飛副議長 皆さんにお伝えいたします。先ほど事務局から説明がありまして、この会議規則等の説明会を設けて詳しくやりたいという説明だったので、中身に対しては、後日その説明会で聞いていただくということで御了解はできませんでしょうか。

（「分かりました」との声あり）

では、森岡事務局長、今の質疑について説明をお願いします。

○森岡事務局長 先ほども話をさせていただきましたが、先例として「例とする」という表記を使わせていただいております。変えていく場合も、また議運なり、全員協の場で変えていけるものでございますので、そういった形で運用させていただきたいというところでございます。

○石飛副議長 ここで暫時休憩いたします。

【暫時休憩 10:14～10:20】

○石飛副議長 休憩を閉じて再開いたします。
10時35分まで休憩いたします。

【暫時休憩 10:20～10:35】

○石飛副議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
ここで暫時休憩といたします。

【暫時休憩 10：35～10：44】

○石飛副議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
ほかに御意見はございますでしょうか。
(なし)
ないようでしたら、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことで異議ありませんでしょうか。
(異議なし)
異議なしと認め、そのように決定しました。以上で「議会運営に関する先例・申し合わせについて」の件を終わります。

5. その他

(1) 定例4者会議の内容とその後の対応について

○石飛副議長 その他の項に入ります。ここで、議長から皆様に提案がありますので、その件について説明を頂きます。

大変失礼いたしました。議長が挨拶の冒頭のところで言いました件ですね。今後の方向性といいますか、今の対応ということで、ルールにのっとって、会議規則に当てはまらないので、市長の意見聴取を求めませんでしたという4者会議の関係の発言とか、今後の活動ということを、説明を冒頭の挨拶の時に頂きました。その件についての意見を再度ここでやらせていただきたいと思います。先ほども意見が大変あったと思います。4者会議で何をしゃべったのか、聞取書を読んでいただきたいと思いますということで、先ほどの休憩中で皆さんもしっかりと読み解いていただいたと思います。ですから、本来はそんなに全員協会の場でオープンにするような内容でないということは御理解いただいて、その中で御質疑を受けていきたいと思えます。

○熊高議員 先ほどの流れからいうと、一旦これを朗読説明して、休憩中に読んだらということじゃないでしょうか。それは議運は一応確認したけれども、他の議員の皆さんは確認をしてないんで、朗読しましょうということで終わるとるんで、まずはこれは朗読をした上で質疑を受けて議長なりが答えていただくという、まず流れを作らんといけんのじゃないですか。

○石飛副議長 ただ今熊高議員から御意見がありました。4者会議の本当に聞取書でございます。正式な公式の場の発言内容ではないのでということをお理解いただき、ここの全員協議会、議事録が残ります。それを事務

局で、この議事録が残る場で朗読をすべきか。先ほど提案がありました、一読して皆さんで読んでいただくと。2者択一ですが、皆さんにお諮りしたいと思います。議事録に残るように、ここで事務局より説明すべきかを1つ。読まずに、皆さんでしっかり読み解いていただく。挙手で選択させていただきたいと思います。1番の事務局の朗読によって説明をするべきだといわれる方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

議事録を残すということで、事務局の朗読のほうにさせていただきたいと思います。

では、先ほどの4者会議の聞取書の朗読をよろしくお願いいたします。

○森岡事務局長

それでは、お配りをさせていただきました、2月9日に行われました定例4者会議の内容について聞き取ったものを説明をさせていただきたいと思います。会議は長かったですから、全てのことが挙げてあるわけではございませんので、そこのところを御了解いただきながら、聞いていただければと思います。まず最初に、本会議運営の効率化、時間短縮等に向けた取組の報告というところで、議長が先日、皆様方に見ていただいたものを、いわゆる一般質問の時間短縮に向けての答弁の方法、そういったものを確認していただいて、時間が短縮できたというところのものを持って行っておられます。それから、議会としては、指名の方法、指名の呼び名を短くするというところでの時間短縮というところ。それから、もう1つは本会議の中で、いわゆるトイレに行きたくなったりというところでの出入りをできるようにというところの話と、それから、執行部が答弁できない部分については、控えておる職員が出入りが可能ですよと。メモを渡したりということもできますよというところで、資料をもって説明をされております。その中で、その資料の中の、ここにはその資料がないので分かりにくいとは思いますが、市長から「その資料1の(1)の文面のエチケットとはどういう意味でしょうか。一般質問の答弁の最初だけやるのは意味がない。合理化を目指すのであれば、すべて自席で答弁しなければ時間短縮の効果がない。最初だけ出ることをエチケットとするのなら無理があり、承諾はできない。ここで言うエチケットは議員と市長の自尊心であり、自己満足でしかない。市長のための答弁席であれば、一般質問の時には答弁席は必要ない」ということ。それから、「市長が承諾できないと返したのだから次は議会から答えていただく番です」ということでございました。

それから、その下、1月19日全員協以降の議会の対応です。

市長から、「前回の全員協議会で退席して以降、どのような結果と

なったのか。声がかかるかと待ちながら 1 か月が経過している」ということで、議長が、「全員協議会後に協議したが、市長が退席したことに異論というか、そういう話にはならなかった」と。

で、市長は、「退席したままでいいということは、次の全員協議会も一般質問も欠席でいいという理解でよろしいか」と。

議長は、「欠席でいいというのではなく、報告することがあれば報告いただいてもいい」ということを答えられております。

で、市長が、「意味が分からないまま断られてしまうため、報告はできない。信頼関係がなくなったとその時に言った。なぜそんな相手のところへ同じことを 3 回もやりに行かないといけないのか。今の状態だと全員協議会も開催されないし、一般質問も欠席する。聞くところによると、地方自治法には義務と書いてありますが、義務を履行しなくても特段罰則はないみたいであり、安心して欠席ができる。これでよろしいか。」

議長が、「市長がそうするのであれば、我々はどうしようもない」。

市長が、「そうならないようにする道を話したつもりである。1 月の全員協の最後に、「考えを改められたらお声かけください」と伝えてある。ずっと声がかかるのを待っている。次は議会から何かアクションがあつて、次の全員協が開催されるかどうか、一般質問に答えるかどうかが決まる。次に動くのは議会です。議論がまとまっているのでしょうか。方向性が決まっていなければ、非常にまずい結末に向かっていると思う。議会の皆さんの認識がズレ過ぎているのだと思う。何が悪かったのか、何が問題なのか、皆さんそれぞれの自分のことしか見ていない。議会全体としての問題意識を持っていただかないと、各論反対の積み重ねが今の議会となっている。まずは総論賛成というところから気づいていくべきだと思う。これはコンプライアンスの問題。正副議長に尋ねるが、コンプライアンスは大事にすべきと思うか、そうではないか。」

正副議長は、「当然ルールは守らなければいけない。」

市長が、「そういうこと。議会基本条例、政治倫理規程にも書いてある。倫理規程で言うと「市民の代表者として品位と名誉を損なう行為により議会に対する信頼を損ねないこと」、例えば居眠り。市民は怒ります。これが該当します。それを受けて「議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた時には、速やかに真摯かつ誠実に疑惑を解明しなければならない」。だから居眠りの問題はここだけ見ても、本人と議会はしっかり説明しないといけない。同じようなことが基本条例にも書いてあり、第 8 章に「市民に対する説明責任を果たさなければならない」とある。これはルールですよ。さつき議長が言

ったルールを守るといふのなら、守らなければいけないといふのが私の解釈。なので、居眠りもその後の問題も終わらせられない。市民への説明が果たされていないからです。二人に聞きますが、武岡議員のあれは何だったのか、寝ていたのか病気だったのか。」

副議長、「病気だったと聞いている。」

市長、「何の病気だったのか。」

議長、「無呼吸症候群という診断名だったと記憶している。」

市長、「皆さんそれを信じられましたか。これは議員の方として大事な仕事なんです、ここに現れた難しそうな話が本当かどうか、適切かどうかを評価判断しないとイケない。これは執行部に対する議会の役目です。ケースは違ふが、この病気は私が聞いた範囲では矛盾している。無呼吸症候群は寝ている時になるもので、テレビでもやっているけれども、寝ている時に呼吸が止まるもの。だから寝ているじゃないですか。それから脳梗塞は死ぬ寸前です。一過性の脳梗塞とかはない。脳梗塞になったら、死ぬか救急車で運ばれるレベル。だから無呼吸症候群は寝ている時に起きるものであり得るし、そこから来る脳梗塞もあり得るが、もしそうだとしたら死んでいる。私はそれが嘘か本当か分からないが、今聞いた話からすると、それだけでもつつこみどころがある。市民も同様に思っている。あれは病気だったのか、居眠りだったのか。今私が聞いただけでも答えられない。そうしたら、議会としてこのことが説明できていないということではないか。誰か1人でも理由が説明できればいいが、誰もできない。だったら本人から市民に説明をさせるべき。」

議長は、「本人は説明している。」

市長、「誰にか、そうなら私の質問したことは解消されているのか。」

議長、「全員場で説明し、納得されたと思っている。」

市長、「納得したなら私の質問にも答えられるのではないか。答えられないことが、私の申した「議会との信頼関係が崩れた」ということ。議会がちゃんとその機能が果たせるかどうかを常にジャッジしている。議会は病気か居眠りかの解明すらできていない。これをやっていただきたい。議会は市民に説明できていない。」

省略としておるのは、診断書の件でやり取りをしておった部分については、省かせていただいております。

で、「これは本来私が言う仕事ではない。今市民の立場で言っているが、本来は議員同士がやっておかなければいけないのではないか。誰もやらないから市民が気になって、説明が終わっていないということ。私が全員協に意見聴取を出した。これは報告ではない。議員必携の中にも市長が行財政上の重要問題について意見聴取できると書いて

あるため、その認められた権利を行使した。話を戻すが、居眠りの件を早急に解決してもらいたい。そこからうやむやにしていたらルール違反まっしぐらではないか。倫理規程に書いてあることが守られているか。居眠りは「品位と名誉を損なう」ことではないのか。そのいびきを伴う居眠りを「速やかに真摯かつ誠実にこれを解明しないといけない」と書いてある。答えがわからないというのは解明しきれていないということ。疑惑を持たれる行為は議会をおとしめているということ。居眠りをうやむやにしようとするのを許してはいけないというのが私の問いかけである。これは私がやらなくても議会がやってくれてもいい。議会で武岡議員に疑惑の真相を確認し、報告書として提出してもらいたい。それをしますか、しませんか。しないのですか。議長はこれをコンプライアンスの問題と言った。いびき居眠りはコンプライアンスに該当すると。そして疑惑が解明されたかと言うと、解明されていない。そこまで確認しておきながらこれをうやむやにすると、武岡議員1人の問題ではなく議会の問題となる。だから12月、1月で悪化したと思って会議を退席した。これは議長の責任である。正副議長でこれをちゃんとやり切ると言うのか、うやむやにするのか。どちらなのか。前者ではないのか。だから1月の全員協で「意識を改められたら声をかけてください」と言っている。前回いろいろ挙げているが、全部が意見聴取したいこと。全てをやるとう長くなるので、1つだけ提案する。この居眠り問題の真相解明はできないか。次の全員協議会で意見聴取として出すので、その場を成立させてもらいたい。そうならないのなら、私はこの議会を相手にできない。

その後、コンプライアンスの件でのやりとりがありましたが、そこは省かせていただいております。

で、市長が、「本来なら議長の立場で疑惑の解明をするべきだが、それが難しいのであれば私が全員協の場で問いかけ、完結させる。私の思いが間違っているのならそう言ってもらいたい。そうなれば市民に問わなければならない。不信任を出してもらって、議会を解散させることになる。これを軽はずみで言っているのではなく、コンプライアンスの問題として正さなければいけないこととして言っている。解散は私からはできないので、不信任に該当する「一般質問に答えない」などのことをやって、そう動いていただく。これは苦肉の策である。これは市民にとっては良くないことだが、これだけは絶対譲れない。議長に決断していただきたい。議長が了承するのなら全員協に出席するつもりで進めるが、知らない、私の言うことが間違っていると言うのであればそのように動く。どうされるつもりか。

議長、「今日はしっかりと聞かせていただいた。」

市長、「今日はということは、どうするつもりか。時間をかけるのは、何に対して時間をかけるのか。」

その後、議長の権限についてのやりとりがございましたが、ここは省かせていただいております。

で、市長が、「コンプライアンスの問題は、今の世の中では会社が潰れるくらい大問題である。ルールが守られないことは、今の社会において許されないこと。もう間もなく全員協があり、その場が最後と思っている。すぐに一般質問が来る。その最後の崖っ淵のところを考えますだと、落ちるしかない。事件は議場で起こったこと。議員が正さないといけない。私が出したことを全部をやるのが難しいのであれば1つずつでもやりませんか。各論反対では永遠に前に進まない。まずは武岡議員のコンプライアンスについて議会としてけじめをつけることをやっていただきたい。」

その後、武岡議員についてのやりとりがございましたが、これは省略させていただきます。

で、市長、「武岡議員が議会に説明したのは公開ではない。それをもって完結はしていない。武岡議員は説明したつもりでも、説明は不十分であった。市民に伝わっていない。市民のための立場で解明しないといけない。倫理規程に書いてあること。」

議長、「本日は意見として伺っておく。」

市長、「私はどうすればいいのか。全員協に出たほうがいいのか、出なくていいのか。」

議長、「そのことは私が決断することは難しい。」

市長、「全員協と一般質問はセットで考えている。コンプライアンスの問題が解決しないのであれば、議会の解散、選挙まで見据えている。不信任の準備をしておいていただきたい。今日返事ができないのであれば、議長としては取り上げないと決めたということでもいいのか。」

議長、「本日は意見として伺ったということで。」

市長、「これは協議ではないのか。ここで前進させないとチャンスはもうない。4者協議とは何なのか。大事なことを決める場ではないのか。市長が議員必携に基づき意見聴取しようとしてもさせない。させないのなら理由の説明が必要。これが信頼関係でありコミュニケーションである。だからこの前退席をした。それをまた繰り返されるのか。私は常にボールを預けている。この状況であれば私は絶対に一般質問には出ない。」

議長、「そういった重大なことだから私一人ではここで結論は出せない。」

市長、「今日は2人に改めて期待していいのか。このまちというか、日本の地方政治始まって以来の大問題が起きます。当然私は望まないし、私に対する批判も出てくると思うが、それでも私は怯む理由がない。コンプライアンスだから。これを議会が望まないのであれば、他の議員にも教えてあげていただきたい。もうそこまで大変なことになっていると。我々の方は整理しておく。ほかの報告を準備しているので、その中に「居眠りの意見聴取」を加えます。コンプライアンスに叶っていないと。これについて議員の皆さんはどういった認識をしているのかという意見聴取を。これでいきます。もし、議員同士で私が言ったことを明らかにして、回答書を持ってこられ、それが理にかなっていれば、理路整然と、何があつて、どういう理由で、誰が確認したのか。どうやって確認したのかということが、居眠り・いびきの話がまとまっていればそれでもいい。望ましいのはその2つ。そういう整理でいいか。最悪の場合も考えれば、選択肢は3つとなるが、それを確認したと整理してよろしいか。」

議長、「どうなるかはわからないが、持ち帰って……」

市長、「わからないのは私の方で、それを決めるのは議会なので、一旦議長に預ける。なるべく早く次の返答を待っている。」ということで会議を終わっております。その時に出された追加案件の名称が、「9月定例会一般質問に関わるコンプライアンスの問題について」ということで挙げさせていただきたいということでございました。以上が定例4者、2月9日の聞き取りをさせていただいたものの流れでございます。

○石飛副議長

何かほかに御意見はございますでしょうか。

○田邊議員

この調書の中に、1枚目の表の1月19日全員協議会以降の議会の対応の3行目の議長の返答なんですけれども、「全員協議会后に協議したが、市長が退席したことに異論というか、そういう話にならなかった。」という御返答あるんですけれども、1月29日に話し合われたことは、異論というか、そういう話だったんじゃないかと認識してるんですけれども、その時に一応、正副議長一任という決を形としては取ったと記憶しております。その上で、それを持って、いわゆる正副議長は、市長との4者協議に対して何を持って、どういったものを正副議長一任として決まったものを持って行かれたのかを教えていただきたいです。

○宍戸議長

先に質疑が出たわけなんですけれども、先ほど事務局長が朗読いたしました開取書について、これは議運でいろいろ議論していただいた結果を、また市長にお知らせという形でやっておりますが、今、田邊議員さんがおっしゃったことについては、今後の対応について一任という

ことで、私は考えております。そういうことであつたと。

○山本（数）議員

今、朗読の中で、市長追加案件、最後のページの最後の段ですが、「9月定例会一般質問に関わるコンプライアンスの問題について」ということで、るる議長、副議長に提案をされとるように聞かせてもらうんですが、9月の一般質問の市長の答弁中の事件というのは、議員必携を読ませてもらうたら、会議の秩序を保つために議長にそう権限が与えられていると書いてあつたように思うんです。そこを考慮してこの場を考えた時に、居眠りをしていた議員がおれば、市長が答弁中だつたと思いますが、議長はその会議の秩序を守るために休憩を取るなりして、その該当議員のそこへ職員を派遣するなり、隣の議員に言うて、対応を秩序を守るために取るべきだつたと思うんです。当時の議長さんには悪いんですが、議長にその秩序を守る責任が果たされてなかつたと、こういうように判断するんですね。議長がそれを気付かなかつた時には、他の議員が休憩動議をするなりして、その対応を求めるべきであつたと、こういうように思うんです。それらを考えた時に、居眠りをしとつた議員に、政治倫理規程に関する大きな問題はなかつたと私は思います。要は、一般質問の本会議の運営に問題があつたんであつて、寝とつた議員が、今生きて来とるんで、居眠りしとつた、居眠りしとつたという当該議員が市長がやり玉に上げとるんですが、今の言葉の中にもありましたが、そのまま息を引き取つとつたらどうなるんかと。議会運営にまずさがあつたんじゃないかということが大きな問題になろうと思うんです。本質は、議会運営に大きな問題があつたと私は思うんです。じゃあ、議長さんはどうされたかと言いましたら、10月30日に記者会見をされとるんですね。そして、「私の議会運営がまずかつたんで、お詫び申し上げます」という口述書を見たんです。ということは、9月の本会議の会議の運営を、10月の30日に記者会見をしてお詫びをしとつてんです。ということは、前議員の集団がそれぞれ協議しながら、解決の対応をされとると、こういうふうに判断するんですね。ですから、今、このことを出してもらつても、前議員集団が解決しとると。当時の議長が問題視してお詫びをしとると。これで私は解決しとるように思うんです。仮に、そのまま息を引き取つとる場合も考えられるんですね。ですから、議員の倫理規程に抵触するような問題じゃないというように私は思うんですが、そこらを、返事せえ言うてなら、そういうところでまとめて、前議員集団が、議長のお詫びということで市民への対応はしとるということで、やられたらどうかと思います。今の議会の中で、これを取り上げるということにはならんと。今の理由ですすね。思うんです。議長と市長のこの討論を見ましたら、今の一般質問へ答えん。議会へ出んという

ことは、コンプライアンスを遵守するという話の中から言うたら、それは居眠りの問題と併せてやるべきじゃないと。議会への一般質問は出てもらわにゃいけんと。これが法律じゃと。それで、あなたの言うてる居眠りの問題は、この一般質問へ出る、出ないの問題とは離して話をしてもらいたいということを、しっかり言われたらどうかのと思っただんで、意見として言わせてもらいました。

○石飛副議長

御意見として承っておきます。この件に関しまして、定例4者会議、議運のほうで諮って、また市長に報告に行っております。なので、議運の委員長さんから、何か補足説明とかありますでしょうか。

○熊高議員

議運という話が出たんで、議運の委員長としてお答えをさせていただきますが、例えば、今、山本議員がおっしゃったようなことをきちっと答えていただくということを含めて、私は19日に議長、副議長に一任されたとしておったんですよ。しかし、このやりとりを見ると、そういうふうになってない。2月12日の議会運営委員会に4者会議の状況を出していただきましたが、これを協議する、しないということも含めて、基本的には正副議長に一任したということ全員協議会でやっておりますので、議会運営委員会がこれ以上のことを決めることはできないと先般申し上げたと思うんですよ。ですから、正副議長が全員協、あるいは議会運営委員会の協議の内容をどう受け止められたかということのほうが、今後大事になってくると思うんですよ。そのことを市長にきちっと、例えば今の居眠りの問題等は、本当に山本議員がおっしゃったようなことなんですよ。そのことを申し上げて、市長がどうおっしゃるかという議論をしたんなら、それを持って帰って、こうだったということになれば、ある程度、それはもっとうこうしたほうがいいんじゃないですかというふうなことに話が進むと思うんですが、今のような形では、議会運営委員会で話をされて、そのことを持って行かれたということですが、持って行って話をさせていただかないと、決めたことが伝わってないということだというように私は思うんですよ。で、最終的な結論を申し上げますと、この4者会議の最後を見ると、一般質問も含めて、24日からの議会運営をどのようにするのかということに関わってくるので、議長は、一般質問を市長が受けないという形の中で、どう混乱をするかということ想定をされて、その上で、議長としてどう判断されるのかということ、全議員にやはり伝えるべきじゃないかと思うんですよ。そういう形をこの場で話をさせていただきたいというのが私の、議運の委員長としての思いです。議運の皆さん、何かあれば言っていただきたいと思います。基本的にはそういうことだと私は理解しております。

○石飛副議長

今、議運の委員長が言われたことで、過去の一連の経過は納得して、

今後の方向性、対応をどのようにやっていこうかということこの場で皆さんと協議をしていきたいということだと思います。

○熊高議員

それは微妙にニュアンスが違います。だから1つ1つのことを市長と対等に議論をしたことを持って帰っていただいて、それでも致し方ないという方向で24日が始まるんならいいですけども、これはほとんど答えてないですね。まともに、そのことをどのように考えておられるんですかということです。

○石飛副議長

その後の経過がもう1つ聞取書がありますので…

○宍戸議長

2月12日に議運に諮っていただきました結果を、2月15日の月曜日4時から市長に、議長、副議長でお知らせに行かせていただきました。その時にはっきり申し上げたのは、私が申し上げたのは、この件については、居眠り等については、議会内での居眠り解明も前期対応で済んでおるという結果をお知らせをしております。で、この全員協での市長報告、居眠りの意見聴取は、前回同様会議規則に該当しないため、受けることはできませんということをはっきり申し上げております。これは、先ほどの私の報告の中で説明したとおりです。その後においても、やはりこの解明をしっかりしないと、私は一般質問の答弁には出ないという方向でおられます。

○熊高議員

山本議員の名指しをして申し訳ないんですが、山本議員がおっしゃったようなことを言って、市長がどのように答えられたのか。そのやりとりが、どこの部分が市長は納得されないのか。そこのところがまず分かればありがたいですね。

○宍戸議長

市長がおっしゃるのは、その議員さんが一般に、全市民に公開してないというのが1つの問題提起ということです。しかしこれは、私としては、個人の人権問題に関わること、そして診断書の件につきましても個人情報の関係になりますので、これは私はできないという判断で申し上げております。

○熊高議員

個々のやり取りをしてもちょっとどうかと思うんですが、そうせざるを得るので、個人情報だからしないということを言ったときに、市長はどうおっしゃったんですか。

○宍戸議長

結局、診断書が、病院名、そしてお医者さんの名前、これが黒塗りをしてあるものを、そこを解明せえと、こういうことでございました。ですが、これはその議員さんの希望で、公表しますとそこへマスコミの皆さんたちがその病院のほうへ行かれたりするのを聞いておりましたので、このことについての解明は、私はできないというふうな話をしましたが、それは、そういうことはないという市長のお気持ちでした。そういう答えが返っております。そういうことになると、我々議会としてそこまで権限がないと私は思っております。また、

地方自治法においても、私生活にわたる言論はできないということもありますので、そういう私の思いがありますので、そのことについてもそういう思いの中で市長にお話をさせていただいておりますが、市長は市民の代表、市長というよりも市民の代表として、病院や病名が分からないなら解決できないということではないかと。疑惑を解明していないと。それから、その上で何を確認したのか、事実確認ができたのかというお話もされました。

○熊高議員

それは、この間の議会運営委員会でも確認をしましたよね。副議長は、そこまでは知らなかったとおっしゃったけれども、どの部分が知らなかったということかは分かりませんが、分かっと思ってということだったんで、たまたま議運の委員に前議長の山本委員がいらっしゃるんで、私もそこで確認したように、議長に出された診断書は黒塗りではなかったということを確認しましたよね。で、議長が全議員というか、私たちに報告された、こういう診断書が出ておりますが、皆さんにお配りするの個人情報等、病院等に迷惑がかかる可能性があるんで、武岡議員から「黒塗りで出してください」ということを、議長が判断されて私たちに黒塗りを出されたということをきちっと伝えれば、その時の議長が責任を持って武岡議員の診断書を受け止めたということ、我々は議長を信頼して当然受け止めたということで、1つの個人情報も含めて確認できたと私は考えるんですが、それを申し上げても、まだ市長は何かおっしゃるんですか。

○宍戸議長

そのことも申し上げました。市長に。

○熊高議員

だから、申し上げて、それ以上はできませんと。あるいは、ここまでのことをやりましたということをきちっと言えば、後は公にしてないとかしておるとかいうことがあったんですが、これは確かに、公にしてない議会の情報というのはかなり心配だと思うんで、その都度私も申し上げておりますが、もっと議会として公式に記者会見でもして、これまでの経緯というのを正確に伝えるということが必要じゃないかというのは、市長がおっしゃる公にしてないということに対する議会としての対応というのはいすべきだと思いますよね。そういった形を、市長がそれなら、当然我々は議会として公に情報公開しますということをおっしゃればいいんじゃないかと思っておりますけれども。だから、そういうことのやり取りを議長がやってほしいということを含めて、私は一任したと受け止めておるといことですよ。そこまで議論を詰めていかないと、議長に一任したということにはならんんじゃないですかという意味ですよ。

○田邊議員

今ちょっと、居眠りの議題には、議題というか話になってるんですけども、居眠りは先ほど山本議員が言われたように、過去、前の議

会で対応されて、結論は出されたということで、終わったことだという。私もこの間、いろんな方にその情報等を頂きまして、議会がいろんな対応をされたというのは認識しております。ただ、それを踏まえて、市長が4者会議の中で何を納得してないのか。そこまで説明したにもかかわらず、市長が納得しないということは、どういう理由なんでしょうか。何が結局市長は引っかかっているのかが、我々というか私には見えてこないんですけれども。単に、市民に対して公開してないという理由だけで市長が納得しないのか、または別の理由があるんでしょうか。

○宍戸議長

そこは私にも分かりません。市長の意図が。

○田邊議員

この、読んでみるところで、市長からの提案を今まで、議会として全員協として受けられないという理由は、全員協で話すべき案件ではないという理由だったと思います。それは、もちろん納得しております。ただ、市長としては、ここに書いてあるんですけれども、「議員必携の中にも市長が行財政上の重要問題について意見を聴取できると書いてある」という市長側の認識だと思います。もちろん、議会はルールを守らなければならないから、市長の話は受けられないという回答を出されて、市長としては、「行財政上の重要問題について意見を聴取できる」と書いてあるというルールという認識で出されてきている。その認識のずれを修正しない限り、今後も同じことがずっと続くのではないかと。それは過去2回あったわけで、その修正といいますか、いわゆる先ほど議長も、市長がどこが引っかかっているのか分からないということでしたので、であるならば、そこを市長の話聞くべきではないかと思います。それが、全員協議会という場でできないのであれば、任意の協議会という形で市長の話聞いてみるという方法しかないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○宍戸議長

市長の認識というのが、行財政上の重要問題について意見聴取できると書いてあると。これは、このとおりです。しかし、この件については、行財政上の重要問題として私は認識しておりませんで、議会運営上の問題と。これは、議会側の問題です。市長側の問題ではないという認識ですから、正規でも任意でも受けることはできないと考えております。よって、任意でも受けることはできないという私の認識です。

○芦田議員

1月19日の全員協では、市長をはじめ、執行部が途中退席されました。今日の全員協でも市長報告が一切なくて、市長以下執行部の職員は出席されておられません。コロナワクチンの接種が始まることもあり、執行部からの必要な報告はあったはずだと思います。このような状況が長く続くのは、市にとっても市民にとっても大きなマイナスだと思います。

います。市長が何を求めているのか、さっきも少し意見がありましたけれども、どこに問題があると言っているのか、4者会議についての議長からの報告だけではよく理解できなかったんですけれども、今日配られた2月9日の4者会議の聞取書を読んで、いろんなことが深く理解できました。今後は簡単でもいいので、こういう要点をまとめた聞取書でもないと、聞き方によって判断が変わったりすることもありますので、ぜひ提出をしてほしいと思います。それと、みんなが理解して、議会としてどう対応するかを協議することは非常に大切だと思います。しっかり話し合って、議会と執行部のあるべき姿に、双方納得できる結論を出して、どうやって戻していくかということが非常に大切だと思います。熊高議員が先ほど言われた意見は、そういう面で、私は解決の糸口になるんじゃないかと思いました。今回の件は、これから、議会のためにも大切なことで、時間をかけても協議をしっかりとすべきだと思います。それが、今、議会ですべて言われている開かれた議会につながると思うので、しっかり議論をして、最終的にやっぱり、あるべき姿にどうやって戻していくかを協議するべきだと思います。ただ、市長の言うことを聞けということではありません。議会は、議会としてのしっかりした意見を言うべきだと思いますが、その中で折り合えるところいうんですかね。そういうところをやっぱり見つけていくことが、あるべき姿に戻していく方法ではないかと思います。

○秋田議員

いろいろ、先ほど来御意見を聞かせていただいておりますけれども、私も当初は、これをもらうまで、どうして市長が、恫喝はなかったとか、居眠りの問題も前期で一応終わらせているという理解のもとに進んで来て、どうしてまだ市長がおっしゃるのかなという思いの中では、やはり別な意味での何かがあるとしたら、きちんと、市長と議会と任意の形で話をすべきだなと思ってますが、これを見る限りでは、今この居眠りの問題に集中されてるような気がいたしました。そのこと自体は、先ほど来意見が出てますように、もう一応みんな話をして、話がついとるなという認識でおりますが、私は、大事なことは、だからそのこと以外に話があるなら、やはり議長の判断のもとで、任意でもいいんで、そういう話し合いの場が必要なんじゃないかなと思います。それが今後生きてくることじゃないかなと思いますし、これを見させてもらったら、議長さんもいろいろ、持ち帰ってとか、ここでは私の意見は言えないというような発言もあったかと思いますが、やはりそうした、もう1回みんなの意見を汲み取った考え方で、市長とやり取りをしていただければと思います。まとめとしては、やはり任意のそういう会合が持てたらいいんじゃないかなという思いでおります。

○南澤議員

私も秋田議員や芦田議員と同じような立場なんですけれども、先ほど議長が、市長と対話をしていると、対話を続けているとおっしゃっていましたが、対話というのは、話をしていく中で新しい関係性を築いていくことではないかと思えます。この一連の流れを見ていく限り、議会は議会のスタンス、市長は市長のスタンス、これが平行線のまま変わってないと思受けられます。もし、このままいっても、ずっと平行線が続いていくというような状況が一番懸念されて、一般質問もされない、報告もないというのは、何より市民のためにならないと認識しています。この居眠りの件に関しては、私も皆さんと同じ意見で、結論というかやるべきことは果たしているのではないかなと思うんですけれども、とはいえ、同じコンプライアンスが大事だって言ってる議会も市長も見てるところが違って、コンプライアンス、相容れないわけですよ。今。こういった認識の違いをほぐしていくためにも、やはり対話、新しい関係性を開くためにも、お互いの話を言い合う中で、お互いの認識を変えていく必要があると思えます。任意の協議会、正規のこの全員協議会の場でできないことがあるから、任意があるんじゃないかと思えます。正規の場でできない、同じ理由で任意ができないと言うのではなくて、正規の場でできないからこそ任意の場が設けられていると思えますし、先ほども申しましたが、9月、10月で任意の場というか、任意の場でもないような場があったわけで、ぜひそういう形の場を設けて、対話をしていくことで新しい関係性を築いていけないか、その方向性をみんなで模索していけないかということを思いますので、そういう場を設けていただくことを提案いたします。

○石飛副議長

ほかに御意見ありますでしょうか。

○山本（優）議員

前議会での責任者としての私の思いをちょっと言わせてもらいますけれども、この1月の市長の発言では、恫喝問題ばかり取り上げられとる。今回は居眠り問題ばかりと。市長が何を言いたいのか言うたら、皆さん中身は分かっと思うんですよね。言いたいことはこの2つなんですよ。この2つの整理をしろという提案なんですけど、この提案は、私が回答書を持って、市長に全部、居眠りについても恫喝についても報告しております。公表されております。記者会見でもこのことについて触れて、謝罪もし、公表されております。市長が言われる、公表されてない、説明責任が必要だとかいうもの以前に、もう公表して、説明はしてあります。ですからここで、最後のほうにコンプライアンスがどうこうという、回答書を持ってこられ、それが理にかなってればどうのこうのといっ書いてありますけれども、今、その居眠りについて、また回答書を作る作業が必要なんかどうか。そういうところを話し合わにゃいけないのかどうか。全部話し合って済んだら

とです。先ほど山本数博議員が言われたように。ですから、これは、読んだ限りは皆さんがどういうふうにイメージを取られとるか分かりませんが、今から皆さんで全員で協議するような内容と思われれますか。話し合いを持とう、話し合いを持って歩み寄ろうという意見がありますけれども、この内容でもって話し合う、議会として話し合う内容と合致しないから、議長は受け入れられませんという話をされとるわけです。そういうことで、私は、もうこれも皆さんは、居眠りされたことについても説明はされて、それを市民の皆さんにも説明されて、11月に選挙に出られて、それでリセットされて新しく議員になられとるわけです。市民がそれを認めてきたわけですよ。ほかの議員の皆さんも。ですから、今、これを取り上げてやるということが理にかなうのかどうかということをしつかり皆さんが考えていただいて、どちらが言うちゃあれかもしれませんけれども、コンプライアンスを守ろうと言うんでしたら、お互いにコンプライアンスを守っていきましょうと。議会は、議長も言われましたように、しっかりとコンプライアンスを守って、ルールどおりにやっていくとはっきりとおっしゃってますので、こういう対応でこれから議会も進んでいかれるのがいいんじゃないかと私は思います。

○石飛副議長

その他、御意見ございますでしょうか。

○山本（数）議員

皆さんが言われるように、この一問一答の議長と市長の会話の中へ、議会としての毅然とした回答というのが、議長の答弁から見るとそういうのが見えんところがあるんですね。前議会集団が、この居眠りの問題についても恫喝の問題についても片がついとるということの中身について説明した部分もないし、単なる片がついとる片がついとるということじゃ本人も納得せん思うんですよ。やっぱり先ほど言うたように、本会議の問題で、誰が責任者だったんかいうところを見抜いて、当時の議長の議会運営に問題があるということをはっきり言うて、その議長は自分の責任の問題として、10月30日に記者会見を開いて、お詫び会見をされとるところで、きれいに整理されとるということをはっきりと申し上げて、私はもうそこで片がついとるということで認識しとるんじゃと。当の居眠りをしとった議員については、今朝ほど大下議員が言われとりましたが、選挙ということを通じて市民にお詫び会見したりして、千票以上の票を集めて、みんなに認められて出てきとると。そういう経緯を言うて、議会としてはこういう判断なんじゃいうことをきっちりどっかで言われたらどうかと思うんですね。それを言うたにもかかわらず、まだ言うということになりゃ、議会としての方向は、それでみんなが確認して決めとるんじゃと言うて強い姿勢で臨んでもらって、今度はこの一般質問へ出んいうようなこと

を平気で、居眠りやら恫喝をかけて、「わしは出んで」というようなことを言うのは、それと一般質問へ出る、出んの問題は、地方自治法へ照らしても、どういうんですか、法律に照らして適用される、こっちがそれを認めるような状況にはないと、はっきりと相手に法律違反じゃということ、議会としてもそう思う、議長としてもそう思うということを毅然として言われていくべきじゃ思うんですよ。そこらがこの市長と議長の答弁の中でうかがい知ることができんのですね。その辺をはっきりと、議会としての考え方じゃということをもって対応されるべきじゃと思います。あともう1点、ここが一番最初の「本会議運営の効率化・時間短縮等に向けた取り組みの報告」というところがあるんですが、今の居眠りの問題の経緯が済んでから言おうか思いよったんですが、「エチケットとはどういう意味か」というてここへなつとるんですが、議運で協議されて、1回は答弁席へ出てもらって、2回目以降は自席でやってもらおうというふうに決めましたということを報告を受けたんですけども、この1回目は答弁席へ行ってやるのはエチケットというのは私も理解できんのですよ。どうしてあそこへ行かにゃいけないのか。エチケットで上がれということは、このとこを市長が言うように、どういう意味かということをはっきりと我々にも教えてほしいんです。問題は、これで市長が納得せん、わしは自席でやる言うた時に、議長としてはどうされるんか。自席でやるということになりゃ、一応、一問一答の実施要領に基づいてやってくれということは言われる思うんですが、それでもわしは自席でやるいういちがいをこいたら、これは、コンプライアンスを遵守するということに照らしたら、議会の一問一答の実施要領守らんということですから、退席を求めるかどうかせにゃいけないと思うんですよ。そがなことしたら議会の秩序が保たれんで、その日は本会議うか会議を閉鎖してでも、彼を納得させにゃいけないと思うんです。それができんのなら、こがなん、実施要領かなんかだと思っんで、変えたらええ思うんですよ、もう。自席で最初から答弁せえと。ただし、答弁席でも答弁することできるいうふうにひっくり返して、もう実施要領を変えて対応してもええんじゃないかと思うんですが、コンプライアンスを守らすんじゃ言うてなら、自席でやるいうて市長がいちがいこいて言うた場合には、そのとこははっきり毅然として、議長として守らすということをしつかり言うてもらわにゃ、この1番についちゃ、議長は返事しとることが、私も議長のほうへ理解していきたいいうふうに思うんです。ほいじゃが、はっきりと守れいうことをやって議会運営してなら、わしはこのままでええと思うんですが。

○宍戸議長

この件につきましては、以前にもお話をさせていただきました。一

問一答方式を導入したときの実施要領に基づいて、これまでやっております。答弁を答弁席で。これは議会が、市長がおっしゃるのには、議会が勝手に決めたことである。私はその議会が決めたことには従うこともない。私は自席でやります。こういうことです。これは、会議規則等で見ても、議員必携見ても、市長の対応いうのはないんです。どこを読んでも。例えば、議員が議場において議長の指示、命令に従わなかった場合は、罰則規定があります。しかし、市長にはその罰則規定もない。こういう状況にあるんです。よって、前回の分については、一応「試行」ということでやっていただきましたが、私は自席でやる方向もいいという形でおったわけです。これはあくまで試行の問題であって、3月定例会においては、議運で決められた、一旦は、1人1回は答弁席で答弁をする。再質問については、自席でやってもいいと。これを市長に報告しようということで、このように報告いたしました。そういうことですが、市長はこれは受け入れられないということです。ですから、議会に罰則規定があっても、市長側にはないということをお願いしておりました。それがこういう現実です。それから、エチケットということになっておりますが、これはエチケットには礼儀ということもありますので、市民の質問に対して、やはり市長としても礼儀があるのではないかとということで、こういう表現になっておったように私は思っております。それが、エチケットとは何ぞやというようなことになっておりますが、現在のところ、そういう物別れに終わっているということです。肝心なことは、じゃあ、山本数博議員さんがおっしゃったように、「答弁を私は自席でやります」と言ったときに、私、議長が、「いや、答弁席でお願いします」と言ってもきかれなかった場合、これをどうするかということがこれから問題になります。以前にもお話しさせていただいたように、これを私がずっと言い続けるということはせにゃいけんとは思いますが、しかし、そのことによって時間が経過する、議場が混乱をする。市長が、「私は答弁をしないということではなくて、自席です」ということを言っておるので、議長が答弁を止めたという最終的な結果論になってしまうことになると、せつかく答弁ができたものを、議長が答弁をさせなかったという、今度そういう形にも取れますので、そこは大変頭が痛いところではあります。その時は、状況に応じては暫時休憩をして、議運の皆さんに今後の対応をどうするかということをお諮りする場合もあるかもしれませんし、一応、その方向が妥当ではないかと、こういうふうには今考えております。

○山本（数）議員

今の議長の返事を聞かしてもらえば、今の本会議運営の効率化という問題ですが、議長の腹は決まったらんように思うんですよ。議運へ尋

ねて、議運は1回目は答弁席へ出てやってもらおうと。ほいで、2回目以降は自席でやってもらおう。これは試行の結果、時間短縮がされとることが分かったけえ、そうしよう。ただ、一般質問というのは、議員の晴れ舞台になる。その意味でも1回目の答弁は答弁席でその議員に対して敬意を表す意味で答弁席へ出てもらうというふうに決められたんじゃないかと思うんですね。それを、「エチケット」いうふうにまとめられたんかも分かりませんが、内心はそうじゃろう思うんです。議会運営というのはそうあるべきじゃいうことを議長が腹に据えて、ぐらぐらせんと、立たにゃ立たんで、議員必携の本会議を読んだら、秩序をも守らすのは議長じゃいうて書いてありますよね。ほいで、何回指示しても、その人が言うことをきかんかったら、その会議を閉鎖するいうて書いてあるんですよ。じゃあそのとおりを、秩序を守るために議長は閉鎖をして、その後、そのことを市長に抗議するとか、そういうふうにした毅然とした態度で臨むべきじゃろう思うんです。それができんのでしたら、今、ちょっとできそうにない話を匂わされたんですが、できんのでしたら、この一問一答方式の要領を変えりゃあ、別段こだわることはないと思うんですよ。最初から自席でやるんじやと。ただし、答弁席でやることもできるいうふうに変えりゃあ、そう悩むことはない。ほいで、議長はそこが困る、そこがどうしようかというようなことがあるんなら、議運へ頼んで、そういうふうにならんかいうことを言うべきじゃろう思うんですよ。ここまで、この間まで恫喝問題を言よって、今度は居眠り問題へ変えてくるというような、それで翻弄されるような議会じゃいけん思うんです。毅然としてやるべきじゃいうふうに提案しますんで、以上で私の意見を終わります。

○金行議員

もろもろ今日の意見が出ましたので、これはそのもろもろを踏まえて、議長、副議長、かなりもろもろの考えを、すごくあれされとると思うんですよ。ここでこう言うても時間がたって、無駄なことじゃないんですが、それを踏まえてもう一遍、市長との対話を持たれたらどうですかね。議長。それはもろもろの意見、じゃけえ、通すところは通してもらって。じゃないと、これだったら答えが出てこんのんじゃないですか。私はそう思うんですが。今の山本議員のこともございましたが、そう言っても通すばかりがあれじゃないかも分かりませんが、そこらはまた、いろいろなことで方法論を考えながらやって。じゃが、今言うたように、通さにゃいけんことは通さにゃいけんのですが、そこらの理解を求めるところまでやって、議長、副議長でもう一遍、事務局長も行って話をしてもらったらいんじゃないかと思うんですが。無理でしょうかね。

○田邊議員

ちょっと先ほどの山本議員の話で関連するんですけど、市長が

答弁席に立たないと言われてるんですけども、これは一般質問のみ立たないと言われてるのでしょうか。それとも、本来立つ施政方針とか、ああいったものは答弁席でやられると言われてるのでしょうか。もしそうであれば、なぜ一般質問だけ立たないのか、その違いを、理由がもしわかれば教えていただきたいです。

○宍戸議長

なかなか難しい問題なんですけれども、これは市長に聞いてみにや分かりませんが、一応議案を上程する場合には、執行部側がお願いをするというか上程をする場ですから、当然、その議長席の前の席で上程をされます。ただ、一般質問にのみ、12月議会においては自席でやられたとこういうことです。これはそこにも書いておりますが、時間短縮、そこらを市長は考えておられるのだったんだろうと思います。その調査の結果、時間短縮につながっておるということは、皆さんにも御報告し、市長にも報告をしております。

○田邊議員

時間短縮という一応調査をして、結果が出て、自席でやる方が時間短縮になるというデータは取れたわけで、そういった中で、自席での答弁を議運のほうでも認めますが、最初だけは出てくださいというのを決められたんだと思います。それを伝えに行ったけれども、最初に出る意味がないからやないという返事だと思うんですけども、その理由が時間短縮という意味であるならば、それ以外のところも全部自席でするべきなんじゃないかというのが、要は時間短縮という面言えば。それを、ほかのものは答弁席でするけれども、一般質問だけ答弁席でしないというのは、そこは整合性がないじゃないですか。それをちゃんと議会として言うべきだと思うんですよ。別に市長の言うことを全部きけというわけではなくて、議会としてどうあるべきかという意見を、言うべきことは言うべきだと思うので、先ほどもあった過去のものについては、もう結論が出てるんだから、それはもう結論が出てますということもしっかり言うべきですし、ただ、12月に入って、1月に入って、1月に関してはもう退席という事態が起きて、次の定例会では一般質問を受けないという、そこはまだ起きてないことですけども、そういうふうに言われている。それが分かっているにもかかわらず、議会として何も対応しないのかということは、やはり問題だと思います。じゃあ、それをどうやって解決するかを、やはり考えないといけないんじゃないかと思います。その、結局、市長と議会の意見が完全に対立してるというわけではなくて、認識の違いでずれがあるのであれば、そこは話し合う以外の手がないんだと思います。認識をどちらも改めないといけないと思うので、やはり私は、その市長の考えが分からないのであれば、その意見をまず聞いて、その上で対応できるものは対応すればいいですし、居眠りだとか恫喝だと

かいうことを言われるのであれば、それはもう終わったことだと。そこでまた新しい議会としての答えを出せばいいと思うので、任意の場合、例えば9月30日は任意ですらなかったのかもしれませんが、要は議会と市長が話し合う場は設けられたわけですよ。それが今回はできないという理由が、そこも説明できないと整合性が取れないと思いますので、そこも、もし、どうしても市長と話し合えないのであれば、その理由も説明いただきたいと思います。

○石飛副議長

先ほども議長が答えられた部分がたくさん含まれてると思うんですが、ほかに御意見はありませんか。

○児玉議員

今の件とちょっと別なんですけど、先ほどの発言場所の件ですよ。発言場所っていうのは演壇での発言と議席での発言ということで、これ地方地自治法にもあるんですけども、発言は原則として演壇ですることになっている。これは発言者の発言内容を徹底させるためと記録の便宜上からのものである。しかし、議事進行に関する発言、質疑、動議などの簡単な発言や、病気や身体上の理由で議長が特に許可した場合は議席で発言することができる。ただし、趣旨説明、一般質問1回目のみ、あるいは委員長報告、討論のみを演壇で行う慣例を作っている議会もある。今の話を基に、議運での議論の中では、1回目だけ登壇してもらって発言して、それから後は自席でということを決めていただいたんですが、その中で、議長の登壇要求があるのに、これに応じないときは、議長は議場の秩序を保持するため、その者に発言の中止を命ずることができる。これは、先ほど市長には権限が及ばないって言われましたけれども、山本議員が言われとったように、議場の整理権は議長にあるわけですから、そこは議長が腹をくくられる必要が私はあるんだろうと思うんです。それで一般質問が成り立たないとなったら、それはそれで仕方がなくて、その後の問責なり、いろいろな方法がまたあると思うんですが、こういったルールっていうのは、曲げることはせずに、しっかりとそこはルールに従って私はやるべきだろうと思います。

○石飛副議長

ただ今の意見、答弁者にもはっきりとルールを決めて演台に立てということを決めなさいということですよ。

○児玉議員

地方自治法の129条に、もう議長はそういう権限があるというて書いてあるわけですから、その権限を使ってなら私はいいと思うんですよ。単純にですよ。

○石飛副議長

それは、発言者、答弁者、説明員。
ここで暫時休憩いたします。

【暫時休憩 12:11~12:12】

○石飛副議長

休憩を閉じて再開いたします。

議長よりお願いいたします。

○宍戸議長

私は、最初に申し上げておきますとおり、議会は条例、規則など、ルールを作るところです。作るものが、ルールを破ったり曲げたりすることはできないと申し上げておきます。よって、ルールどおりにやることが、議会としての権威であり、使命。そういうことです。

○山本（数）議員

まとめになるかも分かりませんが、次は議会から私に答えていただく番いうて市長が言うとするし、居眠りの問題も議会のほうへボールを投げるとんで返事くれいうて言うとする部分が大分あるんですね。もう1月29日に、議長、副議長にこの問題を一任いうてやっ取りますよね。要は、今日はいろんな意見が出たんですが、強いて言やあ、もう任せえやっってくださいというのがみんなの意見だったんじゃないと思うんですが、強いて言えば、一問一答の問題ですね。この件については、こういうふうに返答すると。居眠りの問題についてもこういうふうに返答するという案を私らに教えていただいて、臨んでいただく。これが一番ええんじゃないかの思うんですが。この案でどうか言うて、またみんなの意見を聞いてやるいうのも難しかろう思うけえ、いろんな意見を今日聞かれたんで、これで臨むというところを教えてもらって、臨んでもらやあ、それで一任をしていくという格好でどうだろうか思うんですけれども。

○熊高議員

今、山本議員がまとめると言われましたけれども、そのとおりのことです。今までそのとおりに任せとったのがまたここに来たということなんで、それをきちっと、児玉議員がおっしゃったように、そのルールに基づいてやるという。だからその結果、今の4者会議の状況を見ると、まともな議会運営ができん可能性があるというのを先ほど田邊議員が心配して言われたんですよ。だから、そのこのところも踏まえて議長が腹をかけて市長と話をすることを私たちは望んでおると。私は望んでおります。議会運営委員会でもそういう形ですから。だから、そのことが正副議長で、「よし任せ。やってる。」とっていただかないと24日はすぐですよ。もし、そういうのが、時間がないうちでできん可能性があつて、必要なことがあれば、私は田邊議員が言われたようなことも含めて、議長も腹を掛けにやいけんのじゃないかと思うんですよ。それを議長が皆さんに、「こうこうこうしよう思うんじゃないけれども、そういうときにはこういうふうにしてもいいか。」というぐらいの提案をされるべきだと思うんですよ。だから、具体的に言えば、任意の会議をしてでも話し合いをするんだと。それで、最悪の状況を回避するんだというようなことも含めて、議長が腹をかけるんだということを私たちは聞きたいという思いでおります。

○石飛副議長

○新田議員

同じ質疑、意見を頂いているような感じがありますので。

いろいろ今お話を聞かせていただいて、ルールどおりにきちっとやっ
ていこうという形が皆さんの総意じゃないかと思います。今、世界的
に問題になってるのが、優位的な立場の濫用ってところが問題
になっています。だから自分の立場を利用して、本来決まっとるこ
とが、そうじゃないんじゃないかということを使うっていうこと。その
辺も市長が話を途中で変えられてるところがこの文面では読み取れる
んで、議会としてはここまでできる。ただ、市長のおっしゃるところは、
ここの部分。ここについては、これだけ議会としても歩み寄りながら
変えてきたということもしっかり言うていただいて、ただし、ここに
ついてはできないと。皆で決めましたってことを言うていただく
ことも、市長がその優位的立場を利用した濫用ではないって、もし話
をしたときおっしゃるんであれば、その辺もしっかり訴えていただき
たい。今ここは、コンプライアンス。法律ではないですが、自分の立
場を利用するっていうことに関しては、社会的にも今厳しくなってま
す。市長がどんな立場で今おっしゃったんかっていうのは、しっかり
議長、副議長で受け止めていただいて、その辺の話もしていかれたら
どうかなと思いますので、付け加えさせていただきます。

○石飛副議長

○南澤議員

御意見を頂きました。

前回の1月29日の時もそうだったんですけども、何を一任したの
か、どういう結論になったのかが、あの場でもあやふやだったし、そ
の前の、1月の前ですね。アンケートを取ったときですね。あれも何
が一任されたのかあやふやだったと記憶しています。今日も今、話し
たんですけども、何が皆さんの合意として決まったのか。それを明
らかにした上で、結論に持っていけないといけないんじゃないかなと
思っています。もやっとしてるんじゃないかなというふうに思いま
すので、我々としては、どういう結論になって、何をどうしていくの
かということ。この聞取書の中でも、議長の言葉で、「私一人では結
論が出ない」「持ち帰って」ということで、繰り返されてると思う
んですけども、今日、この場で何を持って市長と話をしに行くのか
というところをきちんとみんなで確認してからお開きにしないといけ
ないんじゃないかなと思います。

○宍戸議長

市長との対話というのは、先ほど言いましたが、第2火曜日、第4
火曜日、そこらがこれまでの恒例による対話の時間ということになる
と思います。今日、いろいろ御意見を聞かせていただきましたが、私
は最初に申しましたように、議会としてはルールを守って議会運営を
していく。これが基本です。この議会制民主主義の中で、二元代表制
の一翼を担っている議会、市長・執行部。そこらは1つの境がある。

議会は議会としてのルールをしっかり守っていくことが、市民の皆さんの議会活動に対する信頼につながる。市長と議会は対立を原理として、それを基本としております。よって、議案の提案に対して、いろいろ対立することもあります。その中であって、お互いが抑制と均衡を取りながら、それぞれの独善、専攻を防止する体制がつくられているのが議会制民主主義だろうと思っております。よって、議会は議会として、しっかり議員1人1人の責務を果たしながら、議会は議会としての使命を果たす。これが基本です。ですから、議会が執行権に対する不当介入はできないと。その反対もある。こういうことを私は考えておりますので、この原則を曲げると、議会というのは執行部に対する監視機能がなくなってしまうのではないかと。お互いの取引をもって、議会運営はいたしません。それが基本であり、今回の恫喝問題。恫喝の発言はなかったと議会は決定をしております。そして、居眠りについても、これは全て整理されている。こういう判断のもとで、今後とも私は議会運営に取り組んで行きたいと考えております。このことは、これまでも市長さんにも、そういう恫喝問題とか居眠りについても、このたび急に降って湧いたようなことになっておりますが、このことは、議会、全員協議会には取り上げられないと申し上げております。この考え方は、私は変わりはないということです。

○南澤議員

今のお話を伺うと、例えば今日の話の中で、居眠りのところで、誰が診断書を見たとかいうのは明らかになったかと思うんですけども、そういったことは今回持っていかない。なんか、全くこのまままた会っても話は進展しないんだなということが、今確認できたんですけども、このままいくと、一般質問出ないとおっしゃってるので出ない可能性が高い。出ないとなると、問責決議とか出さないといけなくなってくる。でも、問責出したところで、一向に平行線が変わらないので、次の報告もない。一般質問もないというようなことが、にわかには想像がつくんですけども、その状況にならないようにどうか対話していかなきゃならないのに、これまでどおりと同じ結論を持って行く。何か新しい関係性を築くために対話をしているわけで、何もなくなってしまうたら、これは大きな騒動になってくるのが目に見えてるんですけども、皆さんはそれで大丈夫ですか。私はとても耐えられないんですけども。

○石飛副議長

市長から居眠りの件を意見聴取したい。それをさせてくれれば、一般質問に答弁を答えるという条件取引の提案です。その条件を飲めという意味でよろしいんですね。

○南澤議員

そうではなく、1つ、誰が確認したかということは答えられる点があると思うんですけども、それはさておき、私がここで申したいこ

とは、このままではいけないと思うので、何ができるか、解決策の糸口を見つけないといけないと思うんです。そのために1つ提案するのは、先ほど申し上げましたけれども、任意の場で話を伺ってみる。私、両方の立場から、こう言ったら語弊がありますけれども、今、居眠り問題だったり恫喝問題だったりが起こったときには一般市民の立場として、新しい市長が出て、議会のことは注目して、YouTubeの放送とか、Twitterも見てましたし、テレビ放送も見てました。その時、市長の立場で考えてみると、新しく市長になったんですけれども、その当時在籍していた議会は、ほぼ大半の方が対抗馬、以前の副市長のところについていた。自分にとって敵に当たるような人たちがいる中で、初めて臨んだ議会で緊張してたと思いますし、ここで自分の力を認めさせてやらにゃいけんと思ってたかもしれないんですけれども、そんな中で、議会で自分の答弁中に居眠りが起きた。誰も止めなかった。これって市長の立場から見たら、侮辱されたような思いになるんじゃないかと思うんですよ。誰も味方がいない。そういうような状況の中で、解決策としてTwitterというのに及んだんだと思うんですけれども、そのTwitterについても呼び出されて、どうにかしろというような話があったんじゃないかと推察しています。そういうふうなところから積み重ねて、議会に対する信頼感というか、議会に対して不信感、猜疑心を持っていても理解できるなど、私一市民として思っていました。で、改選されて、今こういう皆さんと一緒に仕事をしていく中で、確かにこれは市長、やりすぎなところはたくさんあるなど。おかしいところはたくさんあるなど思うんですけれども、お互いが認識が違うんですよ。こっちから見たら、やっぱり市長はおかしいと思うんだけど、市長のほうから見たら、議会おかしい。コンプライアンスになってないって。そこは関係性を変えていく必要がある。話し合っ、お互いの、どういう見方をしてるのか、どういう見え方をしてるのか。どこが誤解なのか。少しずつ紐解いていかないと、これ永久に平行線のままで、誰もいい思いしないし、特に市民の皆さんに大変な迷惑がかかる。それを解決するために、やっぱり話し合いの場を持って、少しずつ溝を埋めていく。その溝に橋をかけていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○熊高議員

同感ですばっかり言いよっても仕方がないんで発言しますけれども、議長はルールに基づいてやるんだということ。これは、議会全体が基本的には認めておるんですよ。だからそのとおりにやっていただければいい。ただ、4者会議でいろいろ状況を見ると、そのままでいくと、24日からの議会は紛糾することが目に見えておる。じゃあ、どうするかというところを、今南澤議員がこのままではいけないのでしょ

と。協議の場を持つとか、そういったことを少し検討したらどうかという提案でしょう。だから、それを議長がどう受け止められるかということで、さっき聞いたら、ルールどおりやるんだということですが、その先のことを、それじゃあ市民を含めて、どんなふうに見てもらえるんかということを予想しながら、やはりここは、いろんな取り決めをする必要があるんだと思うんですよ。そうなったときに、さっき問責決議案が出る。それは法的な拘束力がない。じゃあ辞職勧告になるんかと。じゃが、そりゃあ3分の2以上の賛成が要るんだと。そしたら議会が解散というような手続きになってくるわけですよ。市長が辞めんということになればですね。そこまで行くのが市民のためにプラスになるんですかということ、南澤議員、あるいは田邊議員あたりはおっしゃっておるような気がするんですよ。だから、新たに選ばれた議員の皆さんの感覚というのは、どちらかと言うと市民に近いんじゃないかという、私は感覚もするんですよ。だから、そこらは受け止めながら、議長が全体の議会の中の意見を聞きながら、市長との協議の場、歩み寄る場というのを、議会としての毅然とした態度を持ちながら、どんなふうに市長の理解を深めていけるのか。そこは試行錯誤すべきだと思うんですよ。そういうことを諮っていただきたいと思うんですよ。私は、このままでいいという議員は、ほとんどいらっしやらないと思うんですよ。そこを議長が、全体の議員の皆さんの意図をどんなふうに汲み取るかという、そういうこの場じゃないかと思うんですよ。だから、なかなか終わっていかんと私は受け止めるんですけれども、ぜひともそういう方向で協議を詰めていただきたいと思います。

○石飛副議長

ほかに御意見はありますでしょうか。

○田邊議員

すいません。何度も言ってるんですけども、僕自身は、その居眠り、恫喝の話をしてほしいとは思ってなくて、いわゆる12月、1月と全員協の場で起きたことに対して、特に1月に関しては退席という、これは、誰にとってもメリットがなかったと思います。それを踏まえて今があつて、もし、このまま何もなければ、定例会、もしかしたら、あくまでまだ起きてないので可能性ですけども、トラブルになる可能性がある。それをやはり、議員として防がなければならないんじゃないかと思います。それは、定例会でのトラブルが、それは市民にとってかなり大きなダメージといたしますか、決して良くないことだと思うので、それを防げるのであれば、まず防ぐことを考えなければならないんじゃないかと思います。その上で、4者協議での議長の答弁で、こういった重大なことは1人で結論は出せない。どうなるかは分からないが、持ち帰ってというふうな発言をされております。それは、や

はり議長がいろんなことを考えられて、皆さんの意見を尊重しようという思いで、そういう発言をされたんだと思います。その中で、この場で、みんなの協議の中で、市長から議会にボールは投げてるから、今度は議会からボールを投げてくださいと言われてるので、投げ返すのであれば、どんなボールを投げ返すのかを、先ほど南澤議員が言われたとおりでと思うんですよ。どんなボールを投げ返すのかということ、しっかり案として持って、私がこのボールをしっかりと市長のところに投げて、ちゃんと納得してもらおうように、話を、協議をしてきますと言っただけなのであれば、その旨で正副議長一任という形であるならば、多分、皆さん納得するんだと思うんですけれども、今日、協議の中で、何を練ってどんなボールができてるのが分からない状況で正副議長一任という状態になっても、やはり、市長との話をしに行ってもボールは投げ返せないと思いますので、もし、もう正副議長一任ということであるならば、その案といいますか、ボールをしっかりと作る。それができないのであれば、そのボールでもって市長に納得してもらえないのであれば、また持って行って、また持ち帰ってということは何度もやるのであれば、もう任意の協議会という場でみんな話をして、「市長、ここはおかしいよ。」というのはこちらからも提案すべきですし、もちろん、市長の考えがあるならば、それを聞くべきだと思うので、選択肢としては、もう正副議長一任するのであれば、そのボールを作る。それができないのであれば、全員で任意で話をする。その任意の協議会が全員協ではできないというのは、今まで何度も話をしてるんで分かってるので、それがどういう形なら開催できるのか。例えば、この議会棟でできないのであれば、アージュの会議室を借りて「自由参加で市長と話す場を作りましょうということならできるよ」ということならそれでいいと思いますし、何かしらの方法論を考えればいだけだと思います。それもできないということであれば、このまま何も手を打たずに定例会を迎えるという選択肢になってくるのかなと。でも、そうなった時には、そこで起きた問題に対してまた協議をするというのは必ず後手になるので、そうなる可能性があるとは分かっているのに、何もしなかった議会ということになるのが、皆さんが望まれることなのか。そうなる可能性があるならば、そこを変えていこう。そうならないように、議会としても努力しようという議会になるのか。そこは市民の皆さんに見られる部分だと思うので、私はちゃんとそういう危険性が、危険性といいますか、防げるものは防げる議会になってほしいなど。だからその選択肢、正副議長一任であるならば、ちゃんと案を持って、これを持って私は市長のところに行きますというはっきりした決議を採るか、それがで

きないのであれば、任意の協議会をするかどうかの決を採るか、全く何もしないという決を採るのか、その3択になってくるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○熊高議員

田邊議員、素晴らしい提案だと思うんですよ。そのことをきちっと整理をしてください。

○石飛副議長

ただいまの、熊高議員さんも、田邊議員さんの意見に賛同されてると思います。任意の全員協を持つことはできないという議長の答弁。じゃあ、代案をという意味ですよ。その代案というものを持って行けということなんです、もっと具体的な意見を頂きたいと思います。

暫時休憩します。

【暫時休憩 12:39~13:15】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで、2時15分まで休憩といたします。

【暫時休憩 13:16~14:15】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

その他、皆さん御意見ありますでしょうか。

(なし)

ないようでしたら、皆さんにたくさんの、多くの意見を頂きましたことをしっかり生かして、議会運営委員会と相談もと、今後も対応していきたいということで異議ありませんでしょうか。

○熊高議員

議会運営委員会にまた諮るといようなのが最後にあったんですが、全員協で決まらんものを議会運営委員会に諮っていただいても、もう3度目ですからね、これ。委員会で諮るわけじゃないですけども、委員長としてはちょっと受けづらいですよ、これは。だから先ほどの何人かの議員さんが言われたように、どういう形で持つて行くのかというのを方向付けをしてくださいという提案があったわけですから。それをまとめるのがこの会じゃないんですか。私はそう思いますんで、議運のほうにはとても、委員長として受ける方向にはならんと思います。

○石飛副議長

そのほか、御意見はありますでしょうか。

○南澤議員

先ほど来お話してますが、正副議長に一任であれば、この場で何を次に市長と話すときに持つて行くのかをしっかりと決めた上で、正副議長に一任したいと思います。でなければ、全員で、議員と市長と話す場を設ける。何もしないか、先ほど田邊さんが出した3つだと思うん

ですけれども、まず、そこを決めてから、その上で正副議長一任であれば、何を正副議長に託して市長と話をしてもらおうのか決めていく方向でないと、平行線が変わらないと思います。

○田邊議員

すいません。南澤議員のちょっと訂正なんですけれども、僕が言った「任意の協議会」は、あくまで任意なので、全員でなくてもいいという意思で「任意の協議会」と先ほど発言させていただいておりますので、そういう認識を持っていただければと思います。

○先川議員

午前中ずっと、御意見を聞かせていただきました。私は元議員、3人が新人議員という中での発言の中で、今回は2件の恫喝問題と居眠り問題が出ております。これはもう、先ほど山本前議長さんがおっしゃいましたように、議会のほうでは、前議会のほうでは解決しているという報告でございました。また、宍戸議長さんも、先ほどから何度も同じことを言っておられますけれども、議会の威信を保つために、粛々と法令に基づいて、あるいはそういう約束に基づいてやるということをおっしゃいます。私は、これは本当に賛成でございますし、そしてあとは、もし、一般質問でやらなかったらのお話で御心配されているところなんです。これは、「たら」の話ですから、どうなるか。今日の、前回の全員協議会でもありましたけれども、議会は信頼するに値せずというような議事録があります。私ら議員も、一般の人に、皆さんに投票されて出ておまして、市民の皆さんも、私も市民の皆さんに、「そこまで議会在馬鹿にされて、おまえらよく黙っとるの」と、こういう御意見もあります。一方で、今日も見てみますと、一般質問も欠席すると。「地方自治法には義務と書いてあるが、義務を履行しなくても特段罰則はないみたいであり、安心して欠席できる」と、こういう言葉がちゃんと書いてある。また一方で、この後のほうには、「解散は私からはできないので、不信任に該当する「一般質問に答えない」などのことをやって、そう動いていただく」。何か、市長にこう、何というのか、市民を本当に愚弄しとるような言い方ですよね。お互い、安芸高田市の中で、二代表制の中で、少しでも安芸高田市を住みよいまちにしようとやっとならないうちで、こういう言葉が出るということは、私は残念です。したがって、今回、こういう、いわゆる2つの大きな問題をどうするかというような中でいくわけですが、私は議長さんがおっしゃる、粛々と議会の威厳を保つためにもやっていくということに賛成でございます。

○石飛副議長

ほかに意見はございますでしょうか。

○熊高議員

今回、いろんな意見が出ておりますが、だから議長がどのようにこれを受け止めて、どうされるのかというのを言われないと、いろんな意見は意見ですよ。その意見を、私はこう受けとめましたと。そうい

いう意味で一任をしていただいとるんだということをおっしゃらないと、それぞれの意見はそれぞれの意見ですよ。だから、そこを議長がきちっとおっしゃらないと、この会は何時までたっても堂々巡りですよ。さらに言えば、肅々とやるということ。それはいいと思いますよ。だから肅々とできない場合にどうかという心配をして、いろいろ意見を出されておるんで、そのことも含めて、「もう私に責任を持って任せてくれ」と言われるんならそうでしょう。だから、そこのところをはっきりおっしゃっていただかないと、もう2度一任をしておるわけですから、さらには、さっき議運にという話もあったんですけども、議運がまた結果を出したとしても、また議運の答申を、それこそ肅々とやっていただけるといふ方向性が見えない限り、議運が受けても意味がないということをおし上げてたんですよ。ですから、いろんな個々の問題というのは、さっきの4者会議のやり取りでありましたけれども、そのことを踏まえて、今後24日からの議会をどのように運営していくのか。それを含めて、もう肅々とやっていくんだから、何があっても法令に基づいてやるんだということをおっしゃって、それでいいと皆さんがおっしゃれば、それでいいんじゃないですか。だから、そのことを議長の口からおっしゃらないと、一任したという意味が、皆さん受け止められないということだと思ふんですけども、いかがでしょうか。

○石飛副議長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

○南澤議員

今の熊高議員さんの問いかけに対して答えが聞けたらなと思うのと、決を採っていただいて、先ほど田邊さんの3択の話をしましたけれども、その中で各議員さんがどう思われているのかというのをこの場ではっきりさせて、それを持って市長とお話ししていただくのが一番いいのかなと思ふんですけども。決を採っていただきたいと思ふます。

○大下議員

今、同僚議員よりありましたけれども、決を採る云々じゃなしに、先ほど熊高議員が言うように、議長がどうするかいうのをはっきり言うてんないと、言うように堂々巡りですよ。これじゃあ。今、皆さんの意見を聞かれたんですから。議長が24日からの議会運営をどうするかいうのをはっきりとしたことを言うてんなけにや、終わりませんよ、これ。じゃけえ、議長からの発言をしていただきたいと思ふます。

○石飛副議長

ほかに御意見はございませんですか。

○宍戸議長

私は、今朝ほどから何回も申し上げておりますとおり、この件については、議会として、正規な会議規則に基づいて、全員協議会、任意も含めて取り上げることはありません。なぜなら、議会というのは、執行部、特に今回市長との取引に応ずることはできないし、してはな

りません。こういった議会の存在というのは意味をなしません。市民にとって、取引によって議会が受け入れたということに必ずなると私は想定しておりますので、このことは、議会の市民に対する信頼を裏切る。そういうことにもなると考えております。よって、私は今回、居眠りの再整理をする。そのことができない限り、一般質問の答弁をしないというふうな、取引とも言えるような発言にあっては、議会はこれを受け入れてはならん。そういう決意でございます。その決意はこれからも、この件に関わらず、議会運営に生かしていく決意でございます。

○熊高議員

私は、取引をなさいということをやつとるわけじゃないんですよ。この4者会議の聞取書ですか。これを見る限り、十分な議論が、双方の中でやられていないと。議会のほうのきちとした思いが伝わっていない。例えば、今日、主にあったような居眠りの問題、これについても一定の整理をしたということが、本当にきちっと伝わっておるのか。あるいは、公の場できちっと伝えているのか。今日も山本前議長、その当時の議長がおっしゃってましたけれども、そういったことを新しい正副議長が、市長ときちっと話をしたという様子が見えてこないんですね。これじゃあ。議会の中ではいろいろ議論をして、議会の中では理解が深まってきたというのは、私も理解をしているんです。だからそのことが、市長にきちっと伝わってないんじゃないかという疑念がこの聞取書では見えなくて、そういった内容を含めて、市長と議会の任意の会でも、形はどうでもいいから、理解を深めるためのやり取りをしたらどうですかと。市長がねじれてどうもならんから、取引をするという意味では私はないというふうに理解をした上で申し上げております。

○石飛副議長

ほかに御意見はございますか。

○児玉議員

大体、もう皆さんの意見は出たんじゃないかと思うんですね。今ので言うと、大きく分ければ、議長がおっしゃるように、肅々と今の会議規則に基づいてやっていきますよと。それで、全員協でも任意でも取り上げる考えはないと。もう1つは、今の取り上げたほうがいいんじゃないかという、もう2通りの御意見だろうと思うんですよ。そこからもう最終的には、全員の中で多数決で決められたら、もうそこまでいかんと、恐らく堂々巡りでずっと同じことが繰り返されるんじゃないかと思うんですが。

○石飛副議長

ここで、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 14:31~14:59】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長から提案報告がありますので、よろしくお願ひします。

○宍戸議長

まず、私の気持ちを先にお伝えしとかにや、採決にならないと思ひますので、申し上げます。

まず、この間の恫喝に関わる問題と居眠りに関わる問題について全員協議会で行き上げることはありませぬ。それから一般質問の一般質問者の最初の答弁の時の、答弁席で答弁をしていただく。再質問については自席でも構わない。このことも、私の考えで変わりはありませぬ。それから、4 者会議で議会の考え方を毅然として説明をします。それから、任意の市長の意見聴取には応じられない。この 4 項目は私の考えです。

○石飛副議長

ありがとうございました。

では、先ほど休憩中に御議論いただきました、選択する 2 つの項目について、どちらをとるかを先に諮っていきたいと思ひます。まず、1 つ目が、議長の言われる会議規則、議員必携を引用して肅々と議会運営をして定例会に臨む。2 番目は、任意も含めて市長と対話する機会を設ける努力をする。この 2 つについて選択したいと思ひます。まず、どちらかを選ぶと。まだまだ定例会に臨む、短時間ではありますが、市長の言う一般質問の答弁をしないというものを避けるように努力をするということが 2 番目だと思ひます。この 2 つをどちらかを選ばれたいと思ひます。

○熊高議員

採決する前に確認をしたいと思ひます。

採決をするということは、採決をして多数決で決まったことは議会としての意思だということですから、議長が先ほど言われたことは、もし違う方向が出た場合は、議会の意思として市長と交渉する必要があるんですね。そのことは、議長として議会の総意を受けてするということになってますが、それは確認できますか。

○宍戸議長

それは、議会というのは合議体でございますので、そのようになります。

○石飛副議長

では、採決を諮りたいと思ひます。

会議規則にのっとり、議会を肅々と進めていくということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(9 名挙手)

ありがとうございました。

2 番目の、任意も含めて市長と対話する機会を設けていくに賛成の方の挙手を求めます。

(6 名挙手)

ありがとうございました。

ということで、採決のとおり、会議規則にのっとり今後とも進めていくということで決定しました。

1 番の会議規則にのっとり議を進めるが 9、2 番目の任意を含めて市長と対話する機会を設けるが 6 の結果でした。以上をもちまして、会議規則にのっとり、議を今後とも進めていくということに決定いたしました。

○熊高議員

確認ですけれども、先ほど、議長、副議長がどのようになるかということですが、議が決めることを、議長は最終的に同数の場合にどちらにつくかということをするわけで、今、議席の中では何対何だったかということをもっと言うべきじゃないですか。

○森岡事務局長

本来、全員協議会というたてりは、いわゆる協議の場でありまして、本会議とか委員会とか、意思決定をする場としての位置づけは持っておりません。ただ、そういったことを今回適用させていただくということになれば、やはり司会者である副議長以外の議員さんで採決をしていただくということが筋ではないかと判断させていただいております。

○石飛副議長

今のとおり、議長の挨拶からずっときました、今までの議会運営を引き続き続けていくと。そして、今後想定してあることに対しては、精一杯あらゆることを想定して対応策を検討したいという形で進めてまいりたいと思います。これで、この件に対しまして異議はございませんでしょうか。

(なし)

それでは、議長のありました提案については、今後とも皆さんの御意見を尊重して、しっかりと対応して参りたいと思います。

以上で、議長提案を終了いたします。ありがとうございました。

(2) 諸連絡

○石飛副議長

次に、事務局から諸連絡あるようですので、報告を求めます。

○佐々木事務局次長

失礼します。4 点ほどあります。1 点目。2 月 5 日に開催されました八千代中学校 2 年生による生徒議会には、多くの方が傍聴に来られた中、傍聴に関しまして、議員の皆様にはいろいろ御配慮いただきましたこと、大変ありがとうございました。2 点目といたしまして、市内高校の卒業証書授与式について、新型コロナウイルス感染症の観点から、来賓の案内を行われない旨の通知がありました。また、向原高校につきましては、入学式も案内がなされないということです。議員の皆様は御承知いただきますようお願いいたします。3 点目ですが、お手元に 12 月の全員協議会において南澤議員より御意見を頂いておりました、諸般の報告における地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に該当す

る法人の一覧表を机上へ配付させていただいております。現在、市が資本金を2分の1以上出資している法人が3法人、公益社団法人安芸高田市地域振興事業団、株式会社神楽門前湯治村、株式会社道の駅あきたかたがこちらになります。もう1点、市が債務を負担している法人が1法人、安芸高田アグリフーズ株式会社となっております。こちらの法人が、現在、諸般の報告で報告していただく法人となっております。4点目ですが、安芸高田市国民健康保険運営協議会委員の現在任期が、令和3年3月31日で満了するのに伴いまして、改選の候補者推薦について依頼が来ております。次期委員の任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。現在は、所管の産業厚生常任委員会副委員長の芦田議員がなられておられますが、引き続き、芦田議員を推選させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。こちらの方、御承認いただければと思います。

(「異議なし」と声あり)

では、そのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森岡事務局長

引き続き、先日の議会運営委員会、2月の12日に行われました議会運営委員会での決定事項をお知らせをさせていただきたいと思っております。今度の3月定例会の議案審議の関係になりますけれども、議案第1号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」におきまして、秋田議員の除斥についてお伝えさせていただきます。第1号議案の安芸高田市公の施設の指定管理者の指定におきまして、秋田議員が来女木公民館の指定管理者、来原コミュニティづくり連絡協議会来女木公民館管理運営委員会会長となっております。指定管理に関する議案につきましては、営利目的の有無にかかわらず、地方自治法第117条の除斥、及び安芸高田市議会委員会条例第18条、委員長及び委員の除斥、これが適用されます。したがって、議長の議題宣告から表決までの審議、委員会審査の全ての過程において、除斥の対象となります。これまで議員が指定管理者になる場合の議案について、除斥は行っておりませんでした。これは事務局のミスでございます。誠に申し訳ありませんでした。議事について調査を進める中で、法や条例に抵触していることが分かりましたので、今後は改めさせていただきます。なお、総務省の見解では、「一般質問で該当する指定管理施設に関する質問が行われる場合も除斥の対象になる」とされております。議員は自治会長にならないようにするといった申し合わせ事項を設けるかどうかの協議も、今後行っていく必要があると考えております。

○石飛副議長

以上で、事務局からの諸連絡を終わります。

以上でその他の項を終わります。

7. 議員間討議事項について (案件なし)

○石飛副議長

次に、「議員間討議事項について」を議題といたします。
議員間での討議が必要な案件がありますでしょうか。

○山本(数)議員

今、その他の項で、諸般の報告で議会に経営状況を報告する法人というのが説明があったんですが、12月にアグリフーズの報告をもらったのは、決算報告をもらったんであって、市の意見やらなんかが。決算報告を市へ出しとりますよね。それを、そのまま議会へ提出してきたんですが、市のその決算報告に対する考え方も一緒にして出してもらうようにはできんのか、ちょっとそこを協議してもらいたいと思うんですが。

○石飛副議長

その件に関して、事務局のほうで説明、今できますでしょうか。できないようでしたら、また後日確認して御報告させていただくということで御理解いただけませんかでしょうか。

(「分かりました」との声あり。)

ほかに何か、議員間で討議が必要な案件がありますでしょうか。

(なし)

案件がないようですので、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。

8. 閉 会 【15:18】